避難確保計画の作成方法
＜全体版＞

天童市

1．講習会資料について

【講習会開催案内】

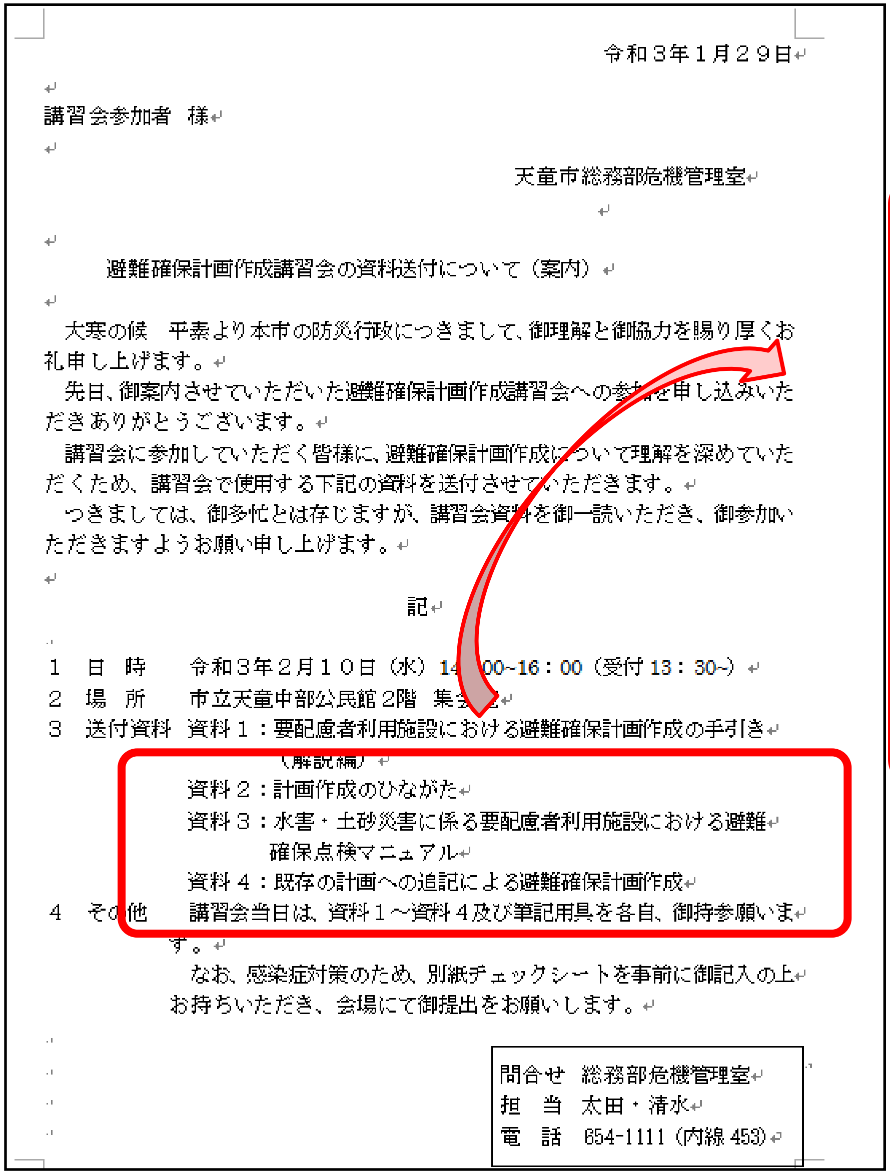

令和３年１月２９日

講習会参加者　様

天童市総務部危機管理室

避難確保計画作成講習会の資料送付について（案内）

大寒の候　平素より本市の防災行政につきまして、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

先日、御案内させていただいた避難確保計画作成講習会への参加を申し込みいただきありがとうございます。

講習会に参加していただく皆様に、避難確保計画作成について理解を深めていただくため、講習会で使用する下記の資料を送付させていただきます。

つきましては、御多忙とは存じますが、講習会資料を御一読いただき、御参加いただきますようお願い申し上げます。

記

１　日　時　　令和３年２月１０日（水）14：00~16：00（受付 13：30~）
２　場　所　　市立天童中部公民館２階　集会室
３　送付資料　資料１：要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き（解説編）
　　　　　　　資料２：計画作成のひながた
　　　　　　　資料３：水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難確保点検マニュアル
　　　　　　　資料４：既存の計画への追記による避難確保計画作成
４　その他　　講習会当日は、資料１～資料４及び筆記用具を各自、御持参願います。
　　　　　　　なお、感染症対策のため、別紙チェックシートを事前に御記入の上お持ちいただき、会場にて御提出をお願いします。

問合せ　総務部危機管理室
担　当　太田・清水
電　話　654-1111（内線 453）

【資料1】 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き（解説編）

【資料2】 計画作成のひな形

【資料3】 水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

【資料4】 既存の計画への追記による避難確保計画作成

1. 講習会資料について【資料1】

【資料1】 要配慮者利用施設における避難確保計画作成の手引き（解説編）

避難確保計画作成の手引き

解説編

◇様式の作成に当たって必要な解説が記載されています。

◇**様式の作成で不明な点等があった場合は、該当する箇所を適宜参照下さい。**

1. 講習会資料について【資料2】

【資料2】 計画作成のひな形

記載例

学校

避難確保計画

対象災害：水害（洪水　内水　高潮　津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

解説編　第1章1.1（1）　対象となる災害

【施設名：○○○○○】

○　年　○　月　作成

このエクセルファイルの使い方
作業シートの必要な項目を記入してください。
記入する場所は桃色の空欄で示しています。
様式２は対象となる災害のみ記入してください。
自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。
記入が終わったら、不要な行を削除してください。

◇資料2：避難確保計画の様式編のひな形です。

◇様式編は、「エクセル版」が公表されており、ダウンロードすることで、計画作成時の作業の簡便化が図られます。

◇様式編には、解説編の該当箇所がオレンジ色の囲みで示されています。

◇様式編では、記入する箇所を桃色の空欄で示しています。

1. 講習会資料について【資料3】

【資料3】 水害･土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル

水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における

避難計画点検マニュアル

平成２９年６月

厚　生　労　働　省
国　土　交　通　省

◇作成された「避難確保計画」が、計画作成の目的に沿った内容となっているかを**チェックするためのマニュアル**ですが、各項目を**検討する際の視点が整理**されており、計画検討時の参考資料として活用できます。

【資料4】 既存の計画への追記による避難確保の作成

既存の計画への追記による避難確保計画の作成

国土交通省

洪水時の避難確保計画は、消防計画などの既存の計画に、洪水時に係る体制・対応を追加して作成できます。

消防計画に追記する例 ‥以下の6事項を追記する

①計画の目的に「洪水時の避難」を追記
消防計画の第1条（目的）に、水防法第15条の3第1項に基づく洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を加える。

（目的）
第○条　この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、○○○○について必要な事項を定め、火災、地震及びその他の災害の予防及び人命の安全並びに被害の軽減を図ることを目的とする。
　また、水防法第15条の3第1項に基づき、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

一文を追記

②自衛水防組織の項目を追加（手引き　P21～P23参照）
自衛消防組織の記載を参考に、洪水予報等の情報収集、洪水予報等の情報収集、洪水時における避難誘導、構成員への教育及び訓練、その他水災の軽減のため必要な業務の任務を記載。　※なお、各施設の判断で自衛消防組織など既存の枠組みの活用も可

（自衛水防の組織と任務分担）
第○条　○○○○の自衛水防組織として△△△を統括管理者とし、次の任務分担により自衛水防組織を別表○のとおり指定する。

項目を追加

係別	任務内容
統括管理者	自衛水防隊の各係員に対し、指揮、命令を行う。避難状況の把握を行う。自衛水防組織の各係員に対する教育及び訓練を行う。
情報伝達係	洪水時における洪水予報等の情報収集を行う。関係者及び関係機関との連絡を行う。
避難誘導係	避難誘導にあたる。未避難者、要救助者の確認を行う。避難器具の設定、操作にあたる。

③洪水時の防災体制の項目を追加（手引き　P4～7参照）
「洪水時の防災体制」の項目を追加し、洪水時の体制、体制区分ごとの活動内容、体制区分ごとの確立基準、体制区分ごとの活動を実施する要員を記載。

（洪水時の活動）
第○条　洪水時においては、次の防災体制をとる。

項目を追加

	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	○○情報発表	情報収集、関係職員招集	情報伝達係
警戒体制	○○情報発表 ○○地区避難準備・高齢者等避難開始発令	情報収集、資器材準備、要配慮者の避難誘導、‥	情報伝達係、避難誘導係、‥
非常体制	○○情報発表 ○○地区に避難勧告又は避難指示（緊急）発令	施設全体の避難誘導、‥	避難誘導係、‥

④洪水時の避難誘導の項目を追加（手引き　P17～19参照）
「洪水時の避難誘導」の項目を追加し、避難場所、避難経路、避難誘導方法を定める。　※なお、震災時等の避難場所、避難経路が洪水時と同一の場合、これを引用することでよい。

（洪水時の避難誘導）
第○条　洪水時の避難場所、避難経路、避難誘導方法については、下記に従う。
（1）避難場所・経路
・第○条の震災時の避難場所・避難経路に定める通り。
・上記避難場所への避難が困難な場合には、本施設○棟の2階へ避難し、屋内安全確保を図る。
（2）避難誘導方法
・施設外の避難場所に誘導するときは、避難場所までの順路、道路状況について予め説明する。
・避難する際は、原則として車両等を使用せず徒歩とする･･･等

項目を追加

⑤避難の確保を図るための施設を追加（手引き　P20参照）
洪水予報等の情報収集・伝達及び避難誘導に使用する資機材を記載する。　※自衛消防組織の装備または震災時等に備えた資機材等の記述がある場合、その他不足する資器材を追記することでよい。

（洪水に備えての準備品）
第○条　第○条の震災に係る準備品に加えて、洪水に備え次の品目を常に使用または持ち出せるよう準備しておき、定期的に点検を行う。

不足分を追加

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料 施設内の一時避難のための水・食料・寝具・防寒具

⑥洪水時に係る教育・訓練の項目を追加（手引き　P21参照）
従業員への洪水時を想定した防災教育及び訓練に関する事項を追加する。　※実情に応じ、各施設の判断で消防計画上実施している教育・訓練をもって代えることができる。

（洪水対策に係る教育及び訓練）
第○条　施設管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

項目を追加

	予定実施月	内容
全従業員	○○月	（1）洪水予報等及び洪水時の避難に係る研修 （2）情報収集・伝達に係る訓練 （3）避難誘導に係る訓練
新入社員	その都度	
自衛水防組織	○○月	

◇消防計画など、**既に**災害に関する具体的な**計画がある場合**に、それに**追記**することで、洪水時の避難確保計画として作成する際の参考資料です。

◇**効率的な作成**の助けとなります。

■避難確保計画は、「様式を作り上げること」が目的ではありません。

■各種ツールを参考に**水害時をイメージする**こと、**「いつ・どこへ・どうやって」避難するか**を事前に検討・整理すること、**実行できるように備える**ことが大切です。

1. 講習会資料について【参考資料】

【参考資料】 要配慮者利用施設における避難に関する計画作成の事例集（水害・土砂災害）

◇「洪水」と「土砂災害」で災害リスクが異なる３施設における避難に関する計画の**作成事例集**です。

◇3施設の水害リスクや施設利用者等の**特性を踏まえた検討経緯も詳細に整理**されています。

◇計画検討時の参考資料として活用できます。

2. 避難確保計画の様式【洪水】

様式編　目　次

市町村に提出（様式６は自衛水防組織を設置した場合に提出）

1	計画の目的	1	様式１
2	計画の報告	1	様式１
3	計画の適用範囲	1	様式１
	施設周辺の避難地図	2	別紙１
4	防災体制	3	様式２
5	情報収集・伝達	4	様式３
6	避難誘導	5	様式４
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	様式５
8	防災教育及び訓練の実施	6	様式５
9	自衛水防組織の業務に関する事項	7	様式６

個人情報等を含むため適切に管理　※市町村への提出は不要

10	防災教育及び訓練の年間計画作成例	8	様式７
11	施設利用者緊急連絡先一覧表	9	様式８
12	緊急連絡網	10	様式９
13	外部機関等への緊急連絡先一覧表	10	様式 10
14	対応別避難誘導方法一覧表	11	様式 11
15	防災体制一覧表	12	様式 12

別添	「自衛水防組織活動要領（案）」	13
別表１	「自衛水防組織の編成と任務」	14
別表２	「自衛水防組織装備品リスト」	14

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

避難確保計画は、全ての項目（様式）を検討・作成することを基本と考えて下さい。

計画作成後、天童市に提出頂きたい様式

【様式１～6】

※様式6は自衛水防組織を設置した場合に提出

個人情報等が含まれるため、市には提出する必要がない様式

※別添，別表１，別表２は、様式6で自衛水防組織を設置した場合に作成

3. 各様式の目的と作成・検討時のポイント【総括】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集(土砂の場合は作成例)の記載を基本とする。	□
別紙1	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。 必要な場合には垂直避難も検討する。	□
様式2	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ(トリガー情報)を設定する。	□
様式3	情報収集先・伝達方法を整理する	講習会資料を参考に、必要な情報収集先を追加する。	□
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、移動に必要な時間を想定する。	□
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在(避難生活)に必要な備蓄品を整理する。	□
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	□
様式7	防災教育・訓練の計画を整理する	避難訓練は出水期前に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。	□
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は定期的に確認・更新する。	□
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。 定期的に更新(確認)する。	□
様式10	外部機関の連絡先を整理する	講習会資料を参考に必要な連絡先を追加する。	□
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための職員体制を検討する。 避難移動に必要な時間を検討・整理する。	□
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集がうまくいかない場合も想定する。	□
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	□
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	□
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	□

【様式１】 計画の目的・報告・適用範囲

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式1	計画の目的等を整理する	様式集（洪水）の記載を基本とする。	□

様式１

１　計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法

①計画の目的を記入

２　計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

②計画を作成したことを天童市に報告する文面を記載

３　計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

施設の状況

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約　　名	約　　名	約　　名	約　　名
夜間	約　　名	約　　名	約　　名	約　　名

③施設の人数を記載

※状況が大幅に変更となった場合は、各時点で修正して再提出

【別紙１】 避難経路図

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
別紙1	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本とする。 必要な場合には垂直避難も検討する。	□

別紙１

【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所１	避難場所２	
洪水			
内水			
高潮			
津波			
土砂			

施設名	建物階数	浸水深
●●●●	●階	●~●m

■キレイな図面として作る必要はありません。

■施設の方々が、以下を共有することが大切です。

〇避難先と避難経路がどこか。

〇避難経路上で気をつけておきたいことはないか。

【お願い】別紙1を提出する際に「施設名」、「建物階数」、「浸水深」を記載して下さい。

【別紙１】 避難経路図 【どこに避難するか】を考える

避難先検討時のポイント

■避難先は浸水や土砂災害リスクがないところへの**【立ち退き避難を基本】**としましょう。

■**立退き避難を検討した上で、**避難する方が利用者等の命に却って危険を及ぼしかねないと判断する場合は**屋内安全確保**（上層階への避難）等、**命が助かる可能性の高い避難行動**を検討して下さい。

留意事項

■浸水が継続すること等により、**避難生活が長期化する可能性**も念頭に考えましょう。（屋内安全確保時に、期待どおりに支援物資等が届かない可能性もあります。）

■施設利用者の避難生活の環境確保の観点から、類似施設となる**提携先の施設や知り合いの施設などは有力な候補**となります。

自施設や避難先候補、避難経路等の安全性を確認しながら考えましょう

浸水範囲と浸水深	継続時間	家屋倒壊等

避難行動について

立退き避難：その場を立ち退いて、「指定緊急避難場所」や「近隣の安全な場所」へ移動する**水平避難。**

屋内安全確保：**垂直避難**（屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動）などで屋内に留まっての安全確保。

参考：避難勧告等に関するガイドライン（内閣府：H29．1）

【別紙１】 避難経路図 【どこに避難するか】の参考情報

①天童市防災ハザードマップから浸水区域の情報を入手する。

作成のポイント！

■施設周辺の浸水危険性を確認する。

■安全な避難場所を選定する。

作成の手順

① 天童市の想定最大規模降雨時の洪水ハザードマップ等から浸水区域の情報を入手（印刷または画像コピー等）する。

② ①のマップ上で自施設を探す（●をつける）。

③ 施設周辺の水深を確認する。

④ 安全な避難場所を探す。

⑤ 避難場所までの避難経路に色を塗る。

⑥ 建物階数と浸水深を記載（追加）する。

【参考】重ねるハザードマップを活用した別紙1の作成

□「重ねるハザードマップ」の作図機能で、自施設や避難先、避難経路を追加できます。距離計測も可能です。

□作成した地図を印刷するか、画像データとして保存し、別紙1に添付して下さい。

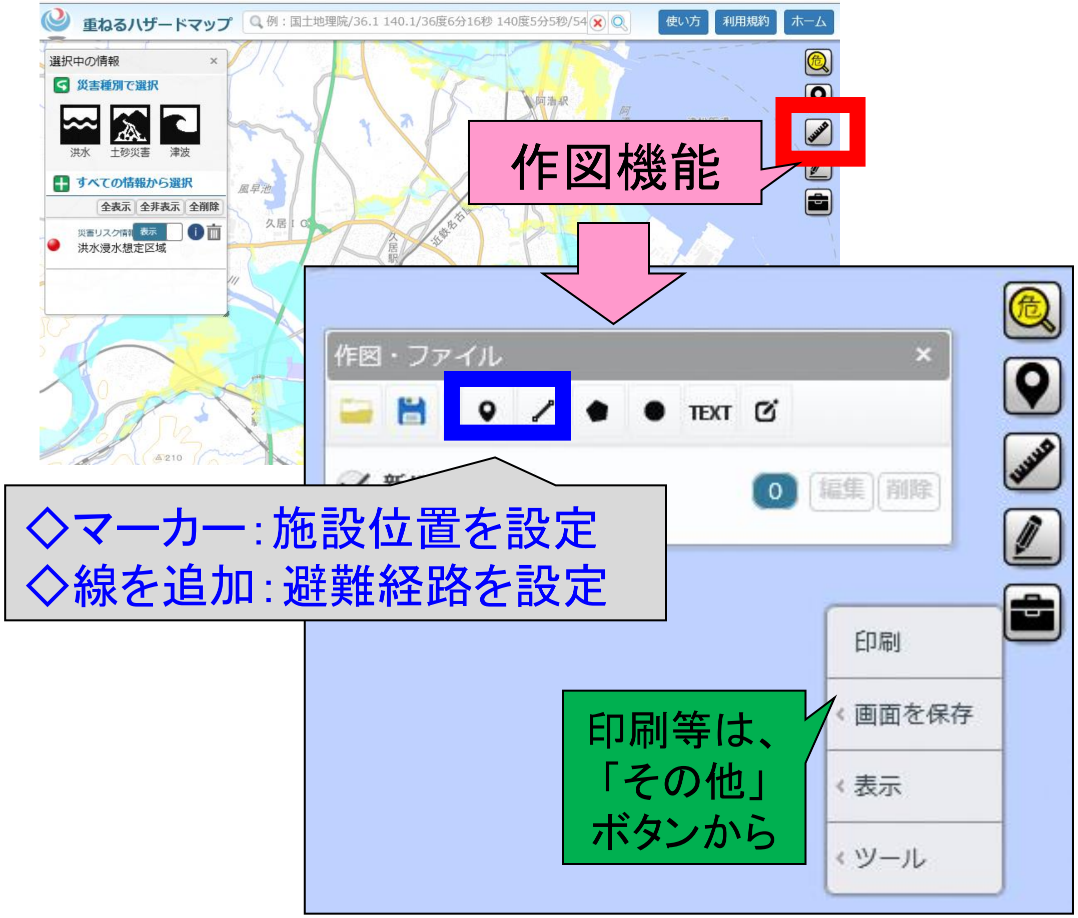

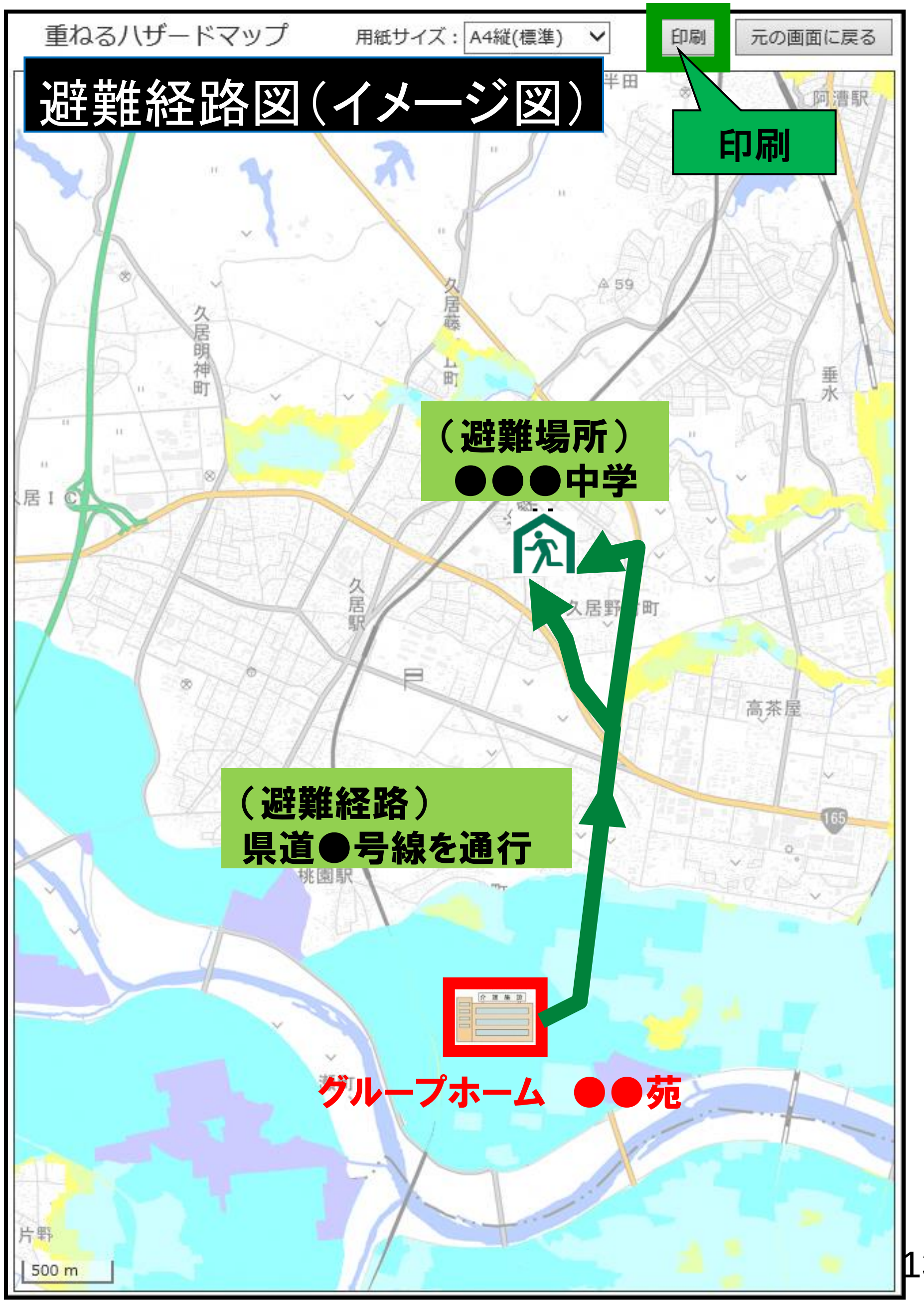

【様式２】防災体制【いつ避難するか】

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式２	「いつ」「何の行動を」「だれが」行うかの対応を整理する	施設毎の避難に必要時間を踏まえて、時間軸に対応するきっかけ（トリガー情報）を設定する。	□

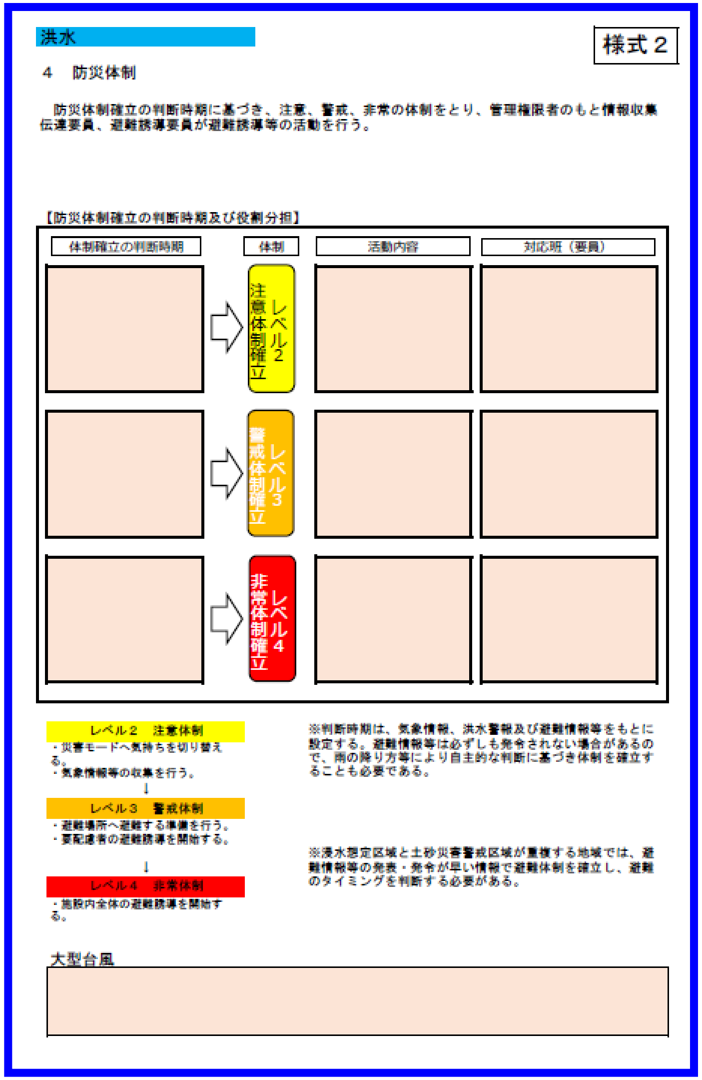
洪水

様式２

4　防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		体制	活動内容	対応班（要員）
	⇨	レベル２ 注意体制確立		
	⇨	レベル３ 警戒体制確立		
	⇨	レベル４ 非常体制確立		

レベル２　注意体制
・災害モードへ気持ちを切り替える。
・気象情報等の収集を行う。
↓
レベル３　警戒体制
・避難場所へ避難する準備を行う。
・要配慮者の避難誘導を開始する。
↓
レベル４　非常体制
・施設内全体の避難誘導を開始する。

※判断時期は、気象情報、洪水警報及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

大型台風

講習会の後半で
詳しく説明します

【様式3】 情報収集

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式3	情報収集先を整理する	講習会資料を参考に、必要な情報収集先を追加する。	□

様式３

5　情報収集・伝達
(1) 情報収集
収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報、津波情報	
	洪水予報、水位到達情報	
	土砂災害警戒情報	
	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）	
その他	施設周辺の浸水状況	
	排水施設の稼働状況	
	施設周辺における土砂災害の前兆現象	

情報内容	取得機関	URL・連絡先
台風等の各種気象情報	気象庁HP	https://www.jma.go.jp/jp/kishojoho/
	山形地方気象台	https://www.jma-net.go.jp/yamagata/
河川の情報	国土交通省HP 山形の河川防災情報	https://www2.thr.mlit.go.jp/yamagata/river_dp2014
土砂災害情報	山形県 河川・砂防情報	https://www.kasen.perf.yamagata.jp/
山形県内の防災情報	山形県HP こちら防災やまがた	https://www.pref.yamagata.jp/020072/bosai/kochibou/index.html
避難勧告等の情報	天童市HP	https://www.city.tendo.yamagata.jp/
	天童市メール配信サービス	Saigai_mail@tendo-mail.jp
停電の情報	東北電力HP	http://nw.tohoku-epco.co.jp/teideninfo/Rirekiinfo01.html
地デジ・データ放送の防災情報	NHK　等	地デジ対応テレビのリモコンで「dボタン」を押す

【様式3】 情報伝達

☛ [土砂]「作成例-3」2-(3)

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式3	情報伝達方法を整理する	様式集（洪水）の記載を基本とする。	□

（2） 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報、津波情報及び土砂災害警戒情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

検討時のポイント！

■「何の情報を」「誰から誰に」、「どのような方法で」伝達するのかを決めましょう。

情報伝達系統の例と大切な心構え

【心構え】情報が来るのを待つのではなく**自ら収集する**ことを心がけましょう

・気象情報
・河川水位情報
・土砂災害警戒情報
・避難勧告等の情報
・避難所の開設状況　等

市からの連絡、防災ラジオ、緊急速報メール、防災行政無線等の**プッシュ通知型の防災情報**

何の情報を

総括・情報班
（管理者）

誰から誰に

施設長

避難誘導班

関係施設 等

電話、メール、
口頭（施設内）

どのような方法で

【様式4】 避難場所

☛ ［土砂］「作成例−3」3−1）3）

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、<u>移動に必要な時間を想定</u>する。	□

①移動距離の計測には、WEBの地図サービスが便利です。

【参考】「重ねるハザードマップ」でも距離計測機能があります。

1）立ち退き避難（水平避難）を行う場合

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所１（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離		移動手段		
				徒歩	車両	
施設名（洪水）			m	□	□	台

②移動手段と当日の体制（スタッフの人数）を考えてみましょう。

2）屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階		移動手段
屋内安全確保（洪水）			階	

③屋内安全確保の場合は、施設内の避難場所の階数や部屋の名前等を書きましょう。

検討時のポイント！

■移動距離と移動手段を想定し、

<u>「移動に必要な時間」</u>

を考えて下さい。

【様式５】 避難の確保を図るための施設の整備

☛［土砂］「作成例−5」4

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在（避難生活）に必要な備蓄品を整理する。	□

様式５

7　避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	
避難誘導	
施設内の一時避難	
衛生器具	
医薬品	
その他	

浸水を防ぐための対策

土砂災害に対する避難を確保するための対策※

※事前の対策

検討時のポイント！

①情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの（案内旗、拡声器など）を整理する。

②避難所等での避難生活時に必要なもの（水、食料、薬など）を整理する。

③水害時に活用できる状態かを確認する。

＜留意事項：上層避難の対応について＞

- 上層避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- 必要な物資の備蓄や、市防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

【様式6】 自衛水防組織の業務に関する事項

☛ [洪水]別添・別表1・2

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式6	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	□
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	□
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	□
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	□

①別添、別表1,2を活用し、組織を設置する

様式６

9　自衛水防組織の業務に関する事項

（1）「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

（2）自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
①毎年　月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
②毎年　月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

（3）自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を〇〇市へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」別添

②研修・訓練計画は【様式5】に基づいて記述する

③自衛水防組織を設置したことを〇〇市に報告する

作成の手順

①別添、別表1,2を活用し、組織設置を記述。
②研修及び訓練計画を記述。
③設置を〇〇市へ報告する旨を記述。

＜留意事項：自衛水防組織の設置について＞

・施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。

・自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。**設置した場合、市町村への報告が必要です。**

・既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

【別添】 自衛水防組織活動要領

別添　「自衛水防組織活動要領（案）」

自衛水防組織を設置する場合のみ作成

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、班を置く。

（１）　班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

（２）　各班の任務は、別表１に掲げる任務とする。

（３）　防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

②班構成を修正する

①施設名に変更する

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）　自衛水防組織の装備品は、別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（２）　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

①施設名を変更する

②班構成を修正する

講習会資料

資料3

事例集P.12

【事例1】岩手県久慈市

別添　「自衛水防組織活動要領」

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には、統括管理者を置く。

（１）　統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

（２）　統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

３　管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に、チームを置く。

（１）　班は、統括・情報、避難準備、避難誘導、応急救護、炊き出しの各チームを置き、チームリーダーを置く。

（２）　各チームの任務は、洪水時の避難確保計画の防災体制一覧表に掲げる任務とする。

（３）　グループホームひだまり及び受け入れ先避難場所を自衛水防組織の活動拠点とし、各チームのチームリーダーを自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第４条　管理権限者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第５条　管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

（１）　自衛水防組織の装備品は、別表１「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

（２）　自衛水防組織の装備品については、統括管理者が事務室・物品庫に保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

-12-

【別表1・別表2】 自衛水防組織の業務

作成の手順

【別表1】 様式12を活用する

【別表2】 様式5を活用する

別表１

自衛水防組織の編成と任務

統括管理者（　　　）（代行者　　　）

	担当者	役割
総括・情報班	班長　（　　　） 班員　（　　）名 ・ ・	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡

	担当者	役割
避難誘導班	班長　（　　　） 班員　（　　）名 ・ ・	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

【様式12　防災体制一覧表】を活用する

別表２

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿（施設職員、利用者等）
避難誘導班	様式５避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【様式5　避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

【様式7(5)】防災教育及び訓練

☛ [土砂]「作成例-5」5

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式7(5)	防災教育・訓練の計画を整理する	<u>避難訓練は出水期前</u>に実施する。 設定した日程を様式5(下部)に反映する。	□

様式７

１０　防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

項目	内容	実施予定月日
施設職員への防災教育	○避難確保計画の情報共有 ○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承　等	4 月 10 日
利用者への防災教育	○水害・土砂災害の危険性や避難場所の確認 ○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明　等	5 月 10 日
通所部門		
情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等	5 月 20 日
保護者・家族等への引き渡し訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、全利用者を保護者・家族等に引き渡すまでにかかる時間の計測　等	5 月 30 日
入所部門		
情報伝達訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○保護者・家族等への情報伝達手段（メール・電話等）の確認、情報伝達の試行　等	5 月 30 日
施設職員の非常参集訓練	○施設職員の緊急連絡網の試行 ○連絡後、施設職員の参集にかかる時間の計測　等	月　日
避難訓練	○防災体制と役割分担の確認、試行 ○施設から避難場所までの移動にかかる時間の計測　等	6 月 15 日
避難確保計画の更新	避難訓練の実施に基づき、必要に応じて避難確保計画を見直します。	6 月 30 日

作成の手順

○訓練内容と実施月を記入する。

①従業員と施設利用者の防災教育の日程を決める。

②防災訓練の実施日は、<u>出水期前</u>に設定する。

③訓練結果を踏まえ、計画の見直し時期を決める。

【様式８】 施設利用者緊急連絡先一覧表

☛ [土砂]「作成例-2」2-4)

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は<u>定期的に確認・更新</u>する。	□

11　施設利用者緊急連絡先一覧表　　様式８

施設利用者			緊急連絡先				その他（緊急搬送先等）
氏名	年齢	住所	氏名	続柄	電話番号	住所	

作成の手順

①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。

②施設利用者の緊急連絡先となる情報（氏名、続柄、電話番号、住所）を記入する。

＜留意事項＞

- 施設利用者の<u>連絡先等の情報は、定期的に確認・更新</u>することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

【様式9】 緊急連絡網

☛ [土砂]「作成例-2」2-4)

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。 定期的に更新（確認）する。	□

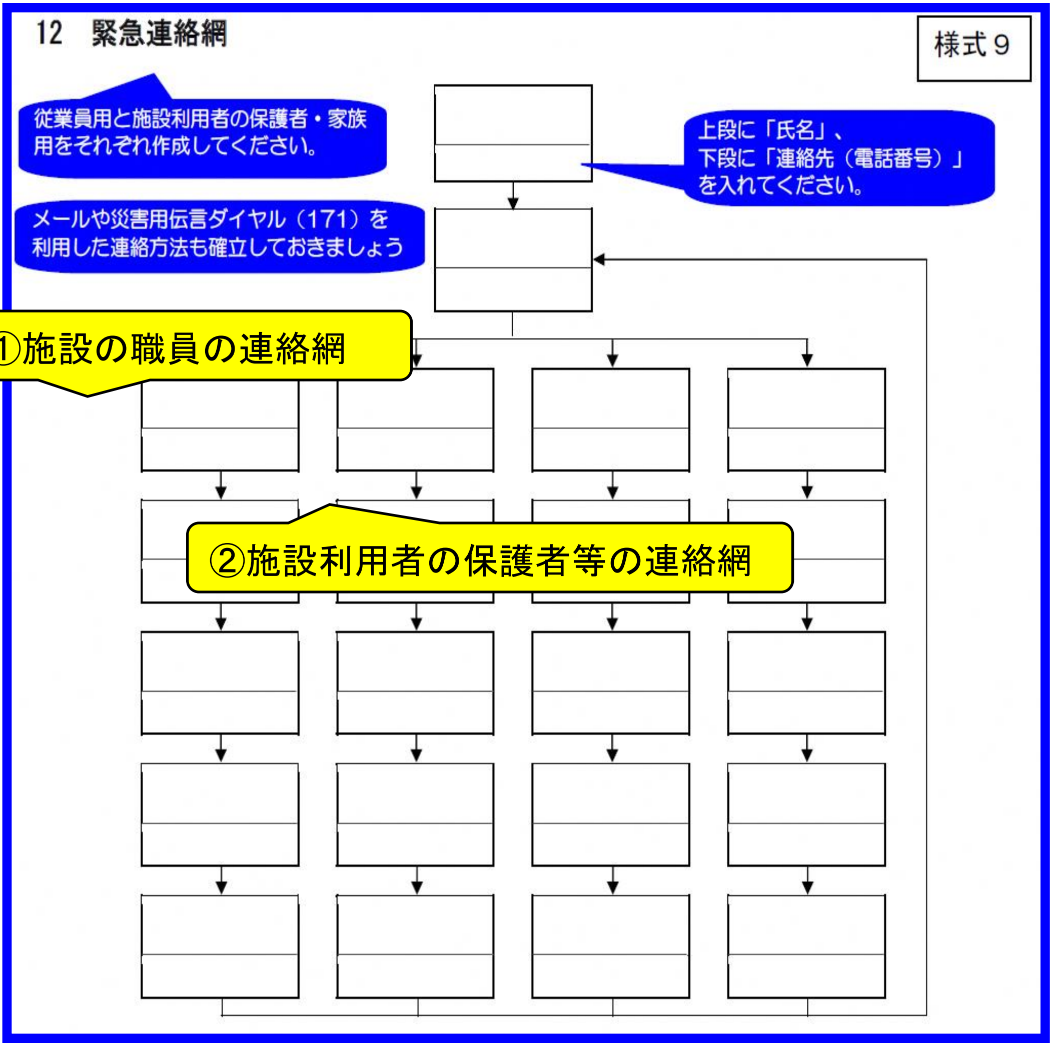

作成の手順

①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。

②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を作成する。

＜留意事項＞

- 連絡が途切れた場合にも連絡が繋がるような連絡網と運用ルールが重要です。（例：連絡がつかない場合は一旦次の人に連絡し、同じ人が後から確認することをルール化する　等）
- 連絡先は定期的な更新が必要です。

【様式10】外部機関等への緊急連絡先

☛ ［土砂］「作成例-2」2-5）

□外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式10	外部機関の連絡先を整理する	講習会資料を参考に<u>必要な連絡先を追加</u>する。	□

13　外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 10

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
市町村（防災担当）					
市町村（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

連絡先	電話番号
天童市役所	023－654－1111
天童市消防本部	023－654－1191
天童警察署	023－651－0110
医療機関	
支援者	

※施設の提携機関等を適宜追加してください

【様式11】 避難誘導方法

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための<u>職員体制</u>を検討する。 避難<u>移動に必要な時間</u>を検討・整理する。	□

14　対応別避難誘導方法一覧表　　様式11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

	施設利用者		避難誘導要員
対応内容	<u>避難場所へ移動</u>		<u>担 当 者</u>
	□単独歩行が可能な方	（　　）名	（　　）
	□介助が必要な方	（　　）名	（　　）
	□車いすを使用する方	（　　）名	（　　）
	□ストレッチャーや担架が必要な方	（　　）名	（　　）
	□そのほか（　　）	（　　）名	（　　）
	<u>そのほかの対応</u>		
	□ご自宅に帰宅する方	（　　）名	（　　）
	□病院に搬送する方	（　　）名	（　　）
	□そのほか（　　）	（　　）名	（　　）

作成のポイント！

■要配慮者の特性を踏まえた<u>移動手段</u>を整理する。

■<u>誰が対応</u>するかを決定する。

■移動に必要な<u>時間</u>を考える。

＜留意事項：移動手段等について＞

・移送時に搬送車の手配が必要な場合、**<u>夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認</u>**が必要です。

・十分な人員がいるかにも留意が必要です。

・避難誘導にあたっては、独歩、護送（車いす）、担送（寝たきり）など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。

・浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

【様式12】 防災体制一覧表

☛［土砂］「作成例-1」2-(1) 1) 2) 3), (2)

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の参集が予定通り進まない場合も想定する。	□

15　防災体制一覧表　　様式12

管理権限者（　　　　　）（代行者　　　　　）

	担当者	役　割
情報収集 伝達要員	班長（　　　　） 班員（　）名 ・ ・ ・ ・	□自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 □館内放送等による避難の呼び掛け □洪水予報等の情報の収集 □関係者及び関係機関との連絡

	担当者	役　割
避難誘導 要員	班長（　　　　） 班員（　）名 ・ ・ ・ ・ ・	□避難誘導の実施 □未避難者、要救助者の確認

作成の手順

①各要員の役割に適した担当者を決める。

②各要員の対応内容を決める。

避難確保計画の作成方法

＜いつ避難するか＞

天童市

1．避難行動に繋げる防災体制の確立

【参考】身の回りが浸水した場合の移動への影響

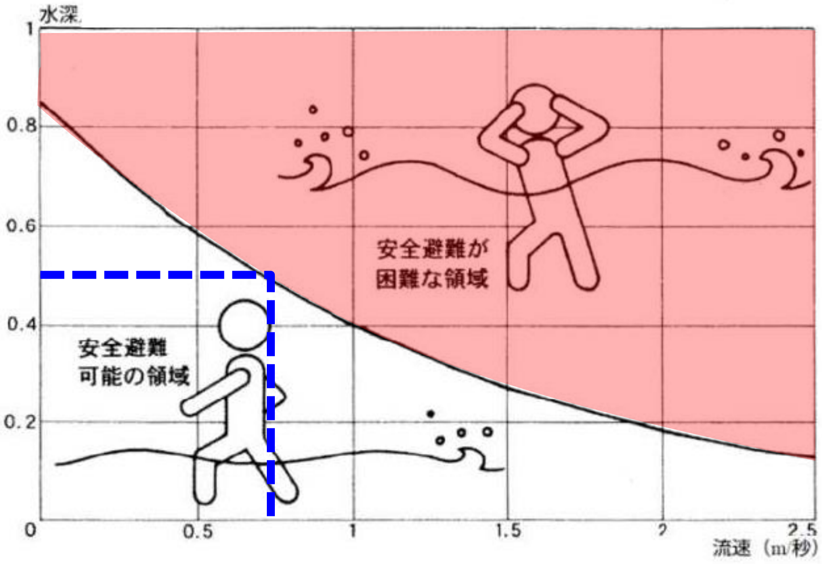

実験結果からとりまとめられたデータ

- 浸水深が0.5m（大人の膝）程度の場合、はん濫流速が0.7m/s 程度でも避難が困難

出典）水害ハザードマップ作成の手引き

- 水深50cmの場合の水圧は100kg相当となり、成人男性でもドアを開くことも困難

出典）関西大学工学部都市環境工学科　石垣泰輔教授

50cmの水深になると、成人男性が引きて側から開けようとしても開かない。

浸水時ドアにかかる水圧

水　深	水圧を重さに変えた値
10cm	4kg
20cm	16kg
30cm	36kg
40cm	64kg
50cm	100kg
60cm	144kg
70cm	196kg
80cm	256kg
90cm	324kg
100cm	400kg

1．避難行動に繋げる防災体制の確立

☐台風等の発生後、避難先への移動が完了するまでの間に、大きく3つの段階があります。

☐また、避難準備や移動には、それぞれ一定の時間が必要であることに留意が必要です。

心のスイッチを入れる段階 ⇒ 避難開始に向けた準備を進める段階 ⇒ 避難開始の段階

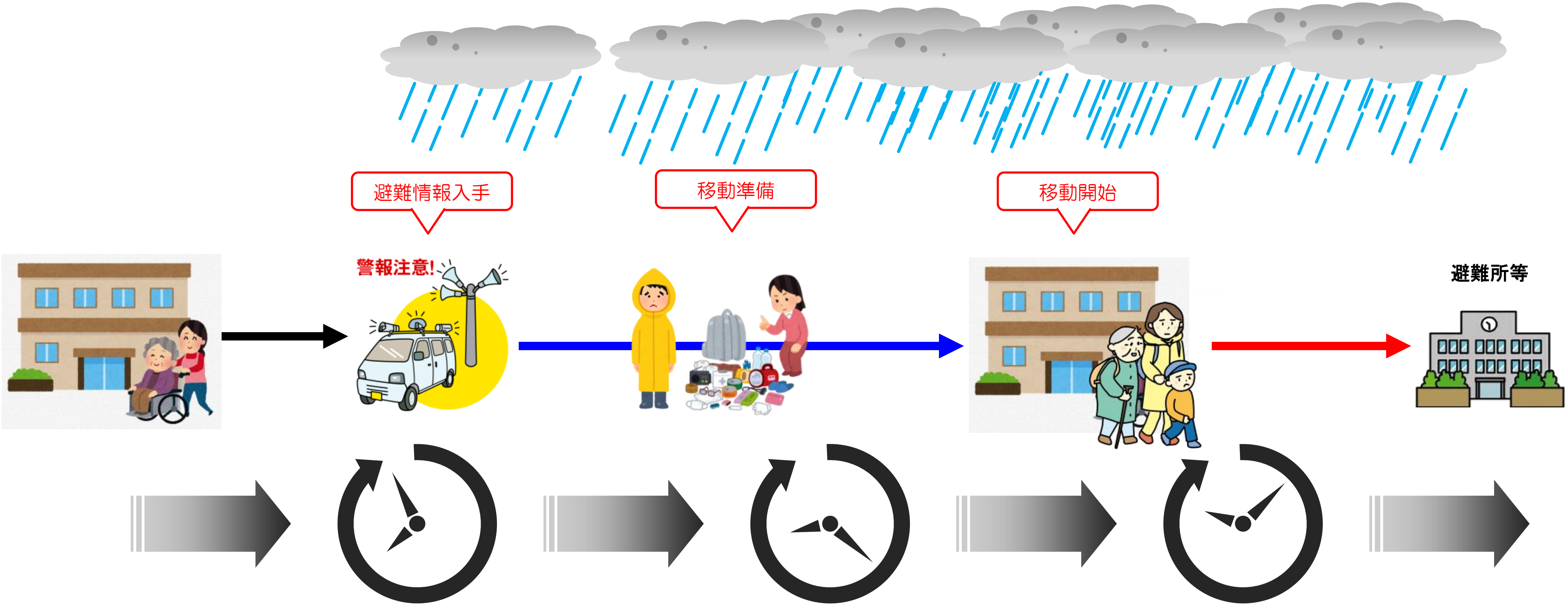

1. 防災体制の確立【様式2】

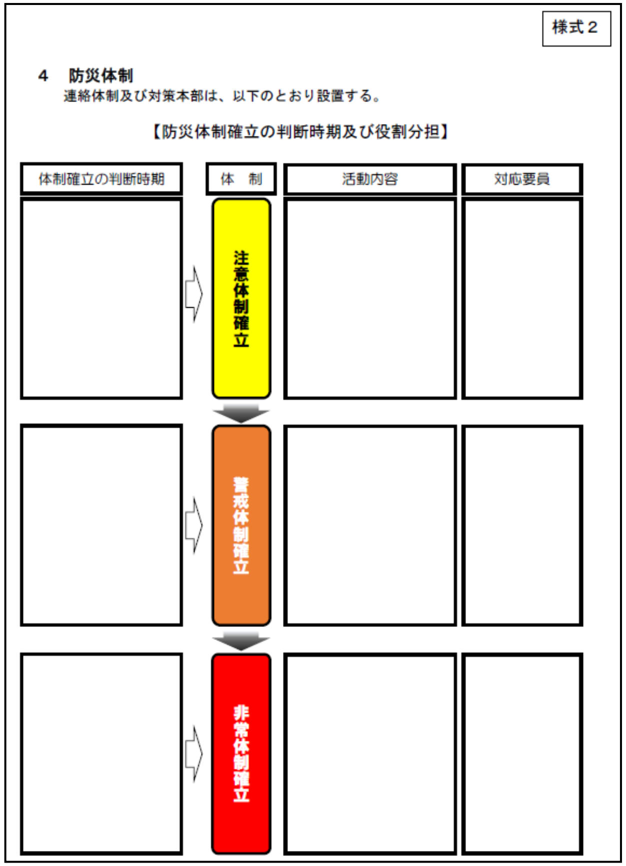

様式２

4　防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体　制	活動内容	対応要員
	注意体制確立		
	警戒体制確立		
	非常体制確立		

いつ行動するか

何を・誰が行うか

体制確立の判断時期	体　制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ○○ ➢ ○○	注意体制確立	……	……
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ○○ ➢ ○○	警戒体制確立	……	……
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ○○ ➢ ○○	非常体制確立	……	……

心のスイッチを入れる段階

避難開始に向けた準備を進める段階

避難行動の段階

【参考】様式11を参考に避難に必要な時間を考える

14　対応別避難誘導方法一覧表

様式 11

対応内容	氏名	避難先	移動手段	担当者	備考

該当番号を記入

避難場所へ移動
1.単独歩行が可能　2.介助が必要　3.車いすを使用　4.ストレッチャーや担架が必要　5.そのほか
そのほかの対応
6.自宅に帰宅　7.病院に搬送　8.そのほか

様式11の解説

■要配慮者の特性を踏まえた「移動手段」と「担当（体制）」の整理をとおして

「避難に必要な時間」

を考えるための様式として使えます。

＜検討時のポイント＞

- 整理した「移動手段」や「担当者配分」は、洪水・土砂災害発生のおそれがある場合にも確実に対応できそうかを考えてみましょう。
- 移動について、例えば停電によるエレベータ停止など、環境や条件が変わる可能性があることにも注意しましょう。
- 避難の必要時間は**「いつ避難を始めるか」**を考える基礎的な条件となります。

2. 防災体制の判断のタイミングを検討する

避難にかかる時間

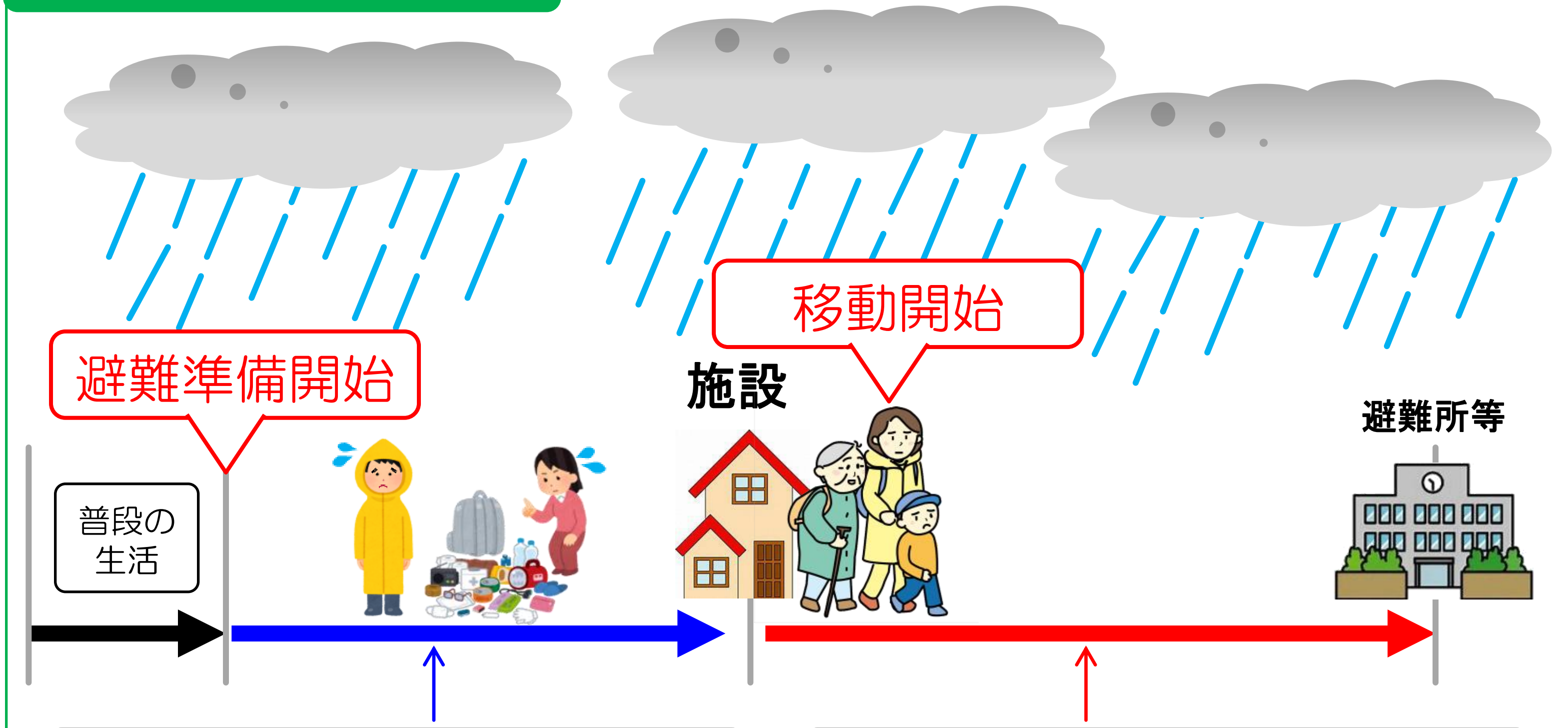

①避難準備にかかる時間

約　　　　分・時間

②避難所等までの移動時間

約　　　　分・時間

③避難にかかる時間
（①＋②の合計時間）

約　　　　分・時間

2. 防災体制の判断のタイミングを検討する

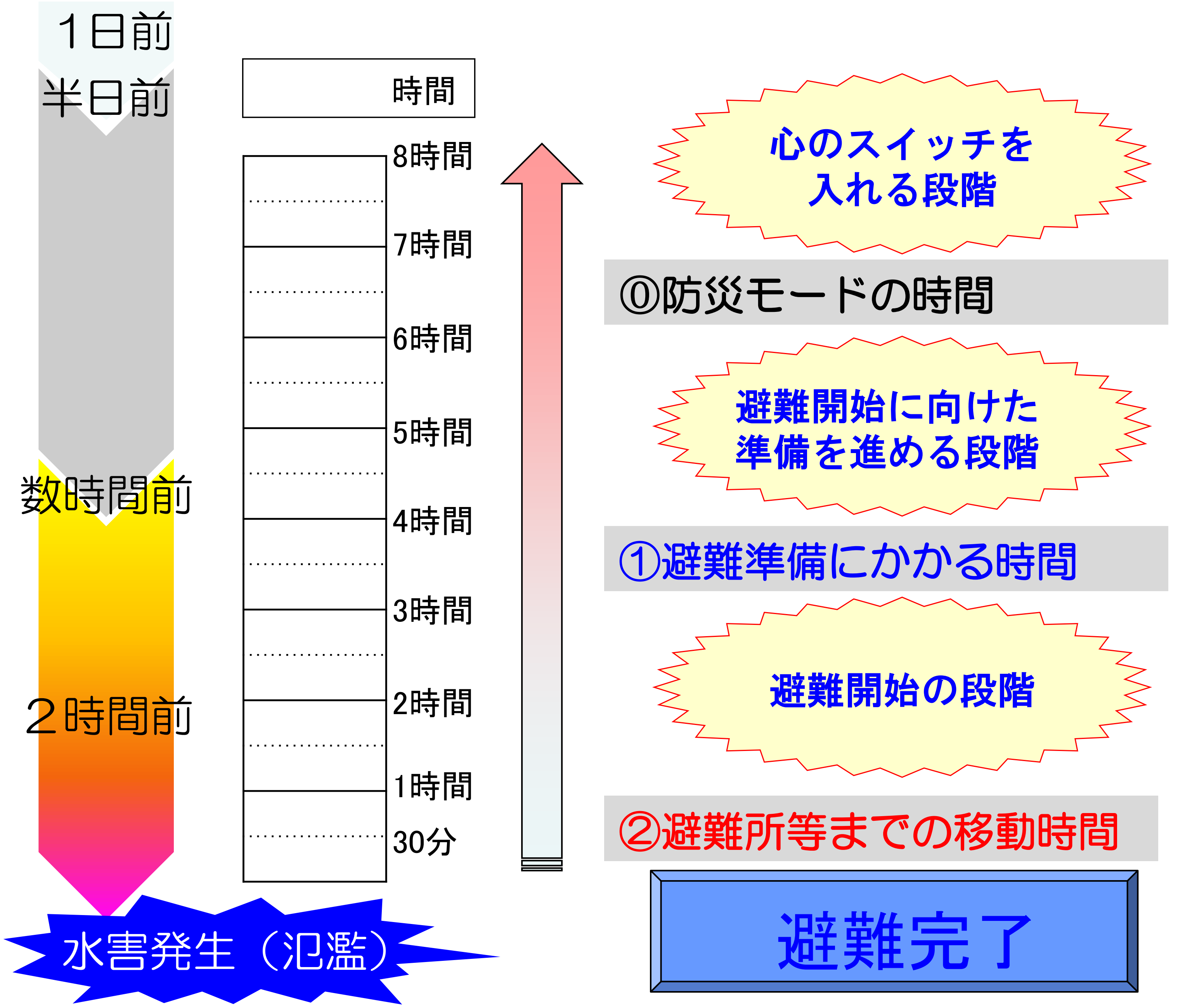

＜避難判断の参考情報＞

3. 段階的な参考情報の発信

□洪水・土砂災害が発生するおそれがある場合に、気象情報を中心として段階的に情報が発信されています。

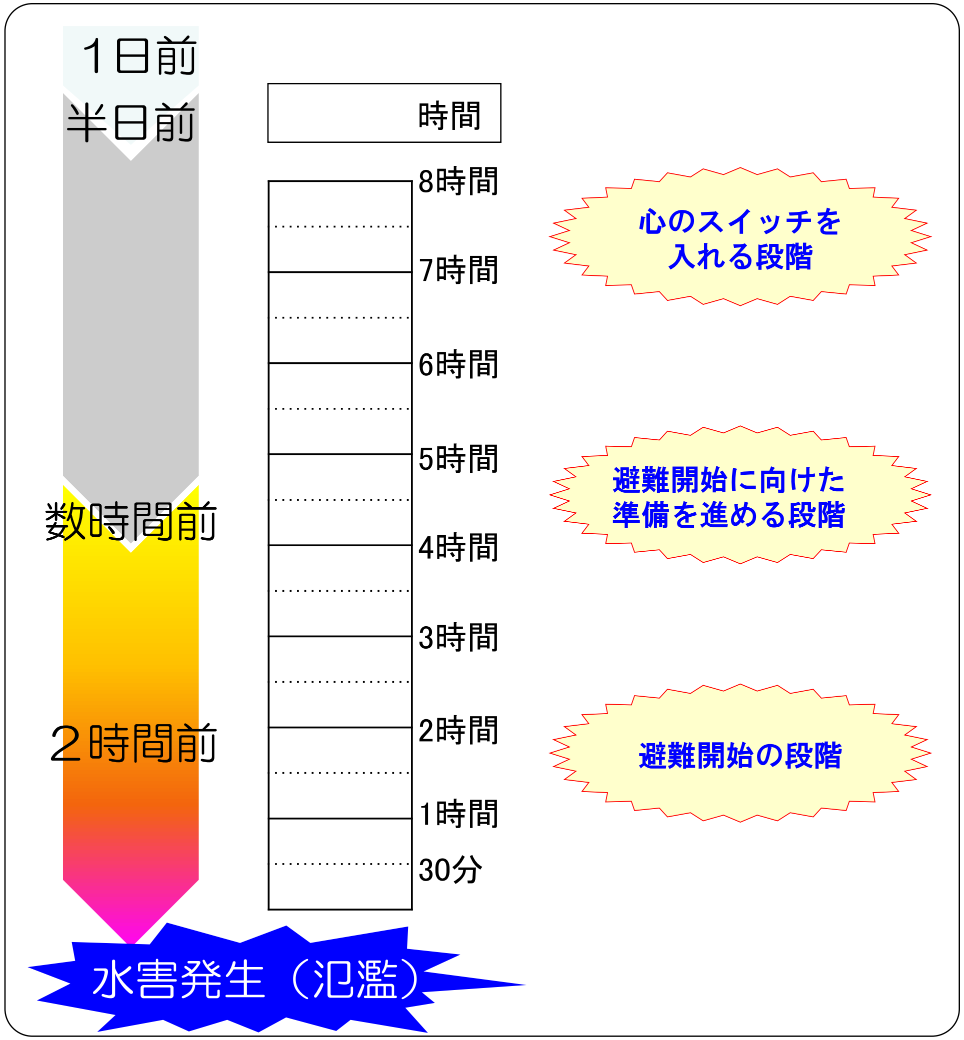

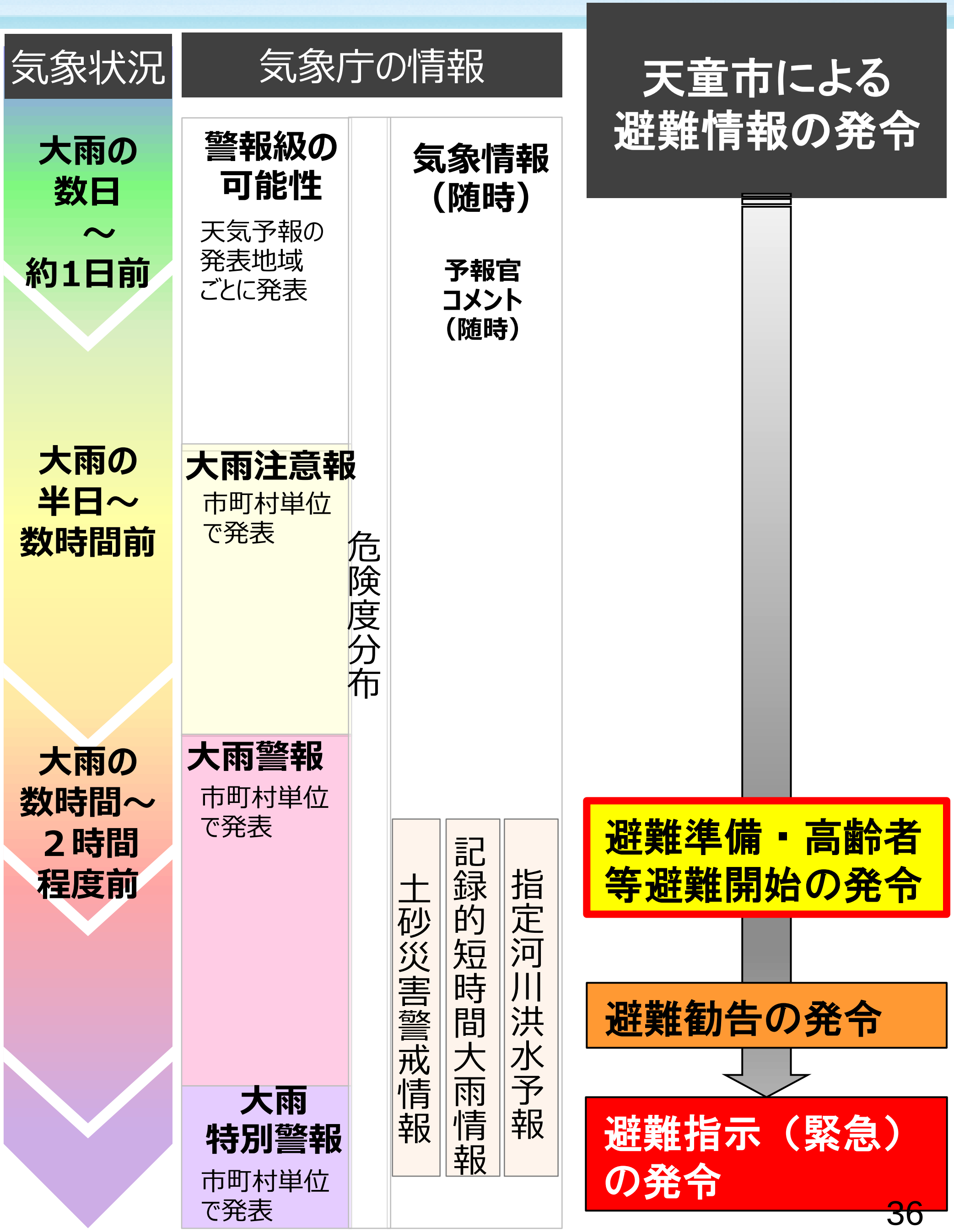

3. 段階的な参考情報の発信

気象状況	気象庁の情報		
大雨の数日～約1日前	**警報級の可能性** 天気予報の発表地域ごとに発表	危険度分布	**気象情報（随時）** **予報官コメント（随時）**
大雨の半日～数時間前	**大雨注意報** 市町村単位で発表		
大雨の数時間～２時間程度前	**大雨警報** 市町村単位で発表		土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報 指定河川洪水予報
	大雨特別警報 市町村単位で発表		

まずは気象状況（雨の状況）を確認しましょう！

＜気象庁ホームページ＞

【台風予報】

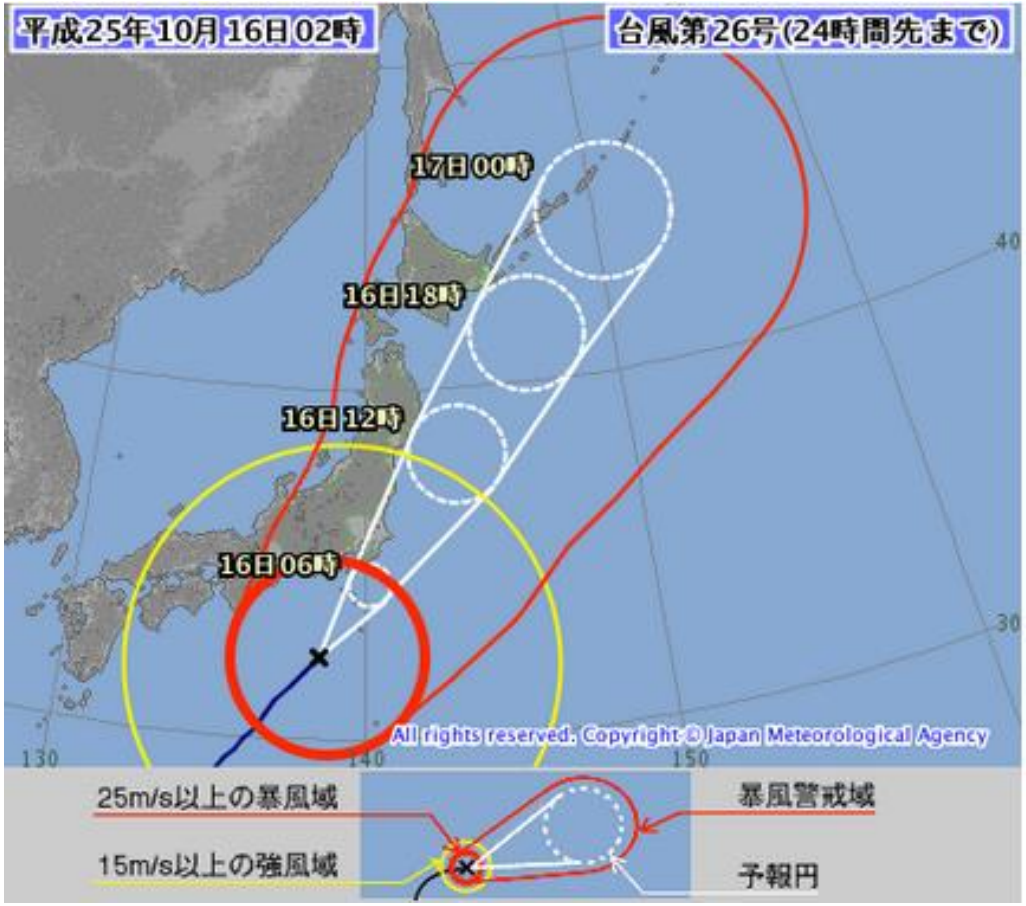

予報円　：70%の確率で台風の中心が位置すると予想される範囲

暴風域　：平均風速25m/s以上の風（非常に強い風）が吹いているか、吹く可能性がある範囲

強風域　：平均風速15m/s以上の風（強い風）が吹いているか、吹く可能性がある範囲

- 台風が発生すると、台風の位置や強さなどの実況と<u>３日先までの予報</u>が発表されます
- ３日目以降も引き続き台風と予想される時には、<u>５日先での台風の進路予想が発表</u>されます

※ 雨量や最大風速などの予測は、「台風に関する気象情報」として発表されます

心のスイッチ！

・<u>洪水時や土砂災害時に命を守るために立ち退き避難が必要な場所に施設がある時</u>は、台風の接近による暴風により、屋外の移動ができなくなる前の

早めの避難

を考え始める

(1)大雨の数日前～1日前　【警報級の可能性の情報】

気象状況	気象庁の情報		
大雨の数日～約1日前	**警報級の可能性** 天気予報の発表地域ごとに発表		気象情報（随時） 予報官コメント（随時）
大雨の半日～数時間前	**大雨注意報** 市町村単位で発表	危険度分布	
大雨の数時間～２時間程度前	**大雨警報** 市町村単位で発表		土砂災害警戒情報　記録的短時間大雨情報　指定河川洪水予報
	大雨特別警報 市町村単位で発表		

・５日先までに命に危険が及ぶような警報級の現象が予想されているときに、その可能性が［高］［中］の２段階で発表されます。

警報級の可能性　検索

山形県村山の早期注意情報（警報級の可能性）

村山では、○○日までの期間内に、大雨警報を発表する可能性がある。

山形県村山	警報級の可能性					
	21日	22日				
種別	夕方まで	夜～明け方	朝～夜遅く	23日	24日	25日
	6-18	18-6	6-24			
大雨	－	－	［中］	［中］	［中］	－
暴風	－	－	－	－	－	－
波浪	－	－	－	－	－	－

（１）大雨の数日前～1日前　　【気象情報】

気象状況	気象庁の情報		
大雨の数日～約1日前	**警報級の可能性** 天気予報の発表地域ごとに発表		**気象情報（随時）** **予報官コメント（随時）**
大雨の半日～数時間前	**大雨注意報** 市町村単位で発表	危険度分布	
大雨の数時間～２時間程度前	**大雨警報** 市町村単位で発表		土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報 指定河川洪水予報
	大雨特別警報 市町村単位で発表		

「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」情報で、24時間から2～3日先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表されます。

気象情報　検索

発表情報のイメージ

大雨と落雷及び突風に関する○○県気象情報　第■号
平成○○年○月○日□時□分　○○地方気象台発表

（見出し）
○○県では、○日(明日）朝から昼過ぎにかけて、雷を伴った激しい雨が降り大雨となる所があるでしょう。また、大気の状態が非常に不安定となるため、積乱雲の発達する所がある見込みです。土砂災害や河川の増水、低い土地の浸水、落雷や竜巻などの激しい突風、ひょうに注意してください。

（本文）
〈地域・時期・量的予想〉

気象の見通し

○○県では、○日(明日）朝から昼過ぎにかけて、雷を伴った1時間に40ミリの激しい雨が降り、大雨となる所があるでしょう。また、大気の状態が非常に不安定となり、積乱雲の発達する所がある見込みです。

予想される雨量の最大値等

○日(明日）○時までに予想される24時間雨量は、多い所で100ミリです。
その後も、前線の活動が活発となって近畿地方に停滞するため、○日(明後日）にかけて雨量はさらに多くなり、大雨となる所があるでしょう。

＜防災事項＞

低い土地の浸水、がけ崩れ、山崩れ、河川の増水のおそれがあります。○日(明日）朝から夕方にかけて浸水に、○日(明日)夜遅くにかけて土砂災害や洪水に注意してください。

警戒すべき防災事項

今後、気象台が発表する、注意報、警報、竜巻注意情報、気象 ください。
次の「大雨と落雷及び突風に関する○○県気象情報」は、○日□時□分頃発表の予定です。

（２）大雨の半日前～数時間前　【降水短時間予報】

気象状況	気象庁の情報		
大雨の数日～約1日前	警報級の可能性 天気予報の発表地域ごとに発表		気象情報（随時） 予報官コメント（随時）
大雨の半日～数時間前	大雨注意報 市町村単位で発表	危険度分布	降水短時間予報
大雨の数時間～２時間程度前	大雨警報 市町村単位で発表		土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報 指定河川洪水予報
	大雨特別警報 市町村単位で発表		

・今後の雨について、**最長15時間後の予報**が確認できます。

＜気象庁ホームページ＞

（２）大雨の半日前～数時間前　【降水短時間予報】

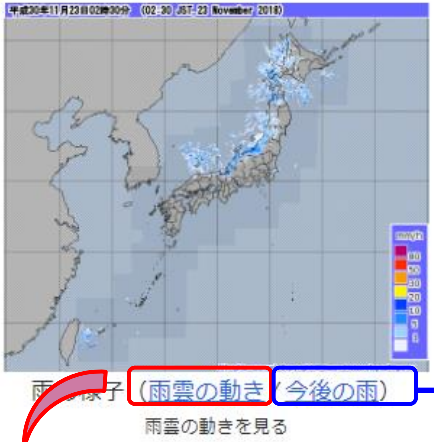

動画範囲：6時間前～15時間後 ▼

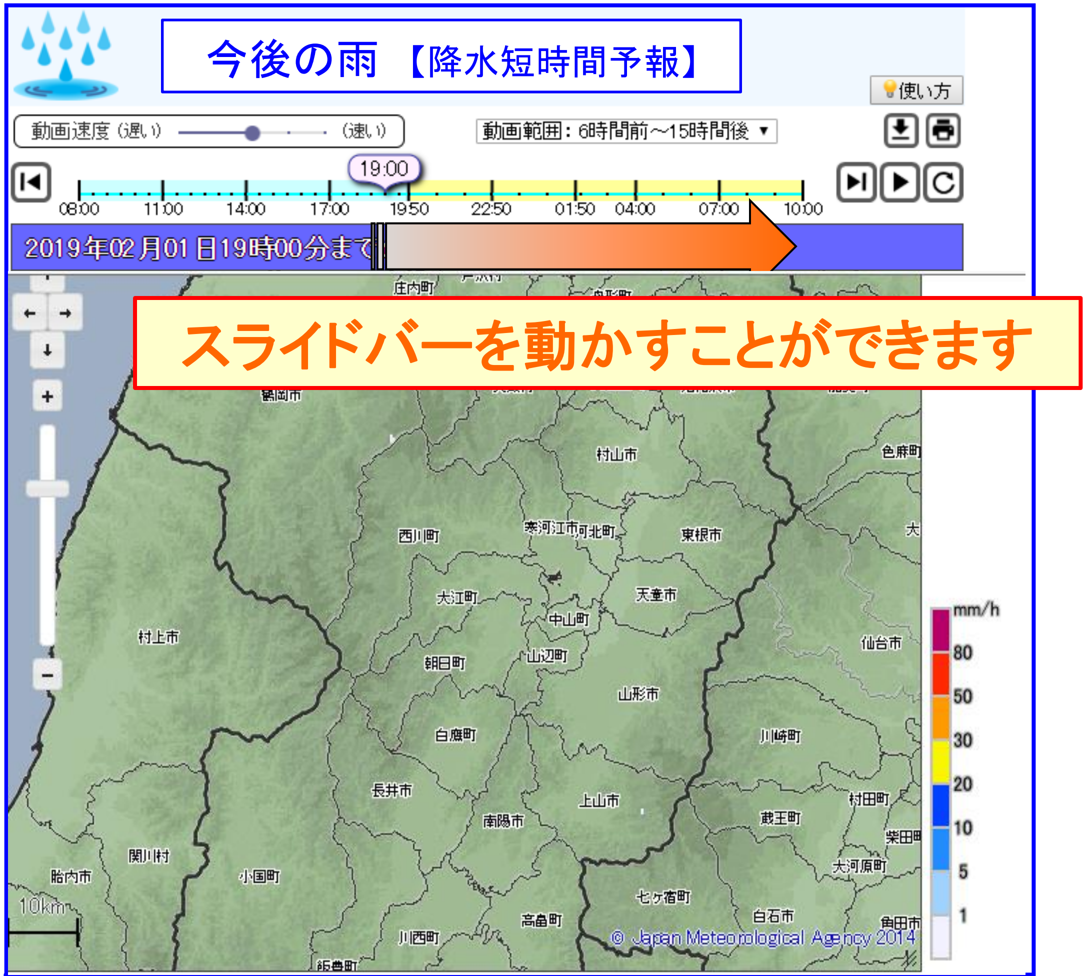

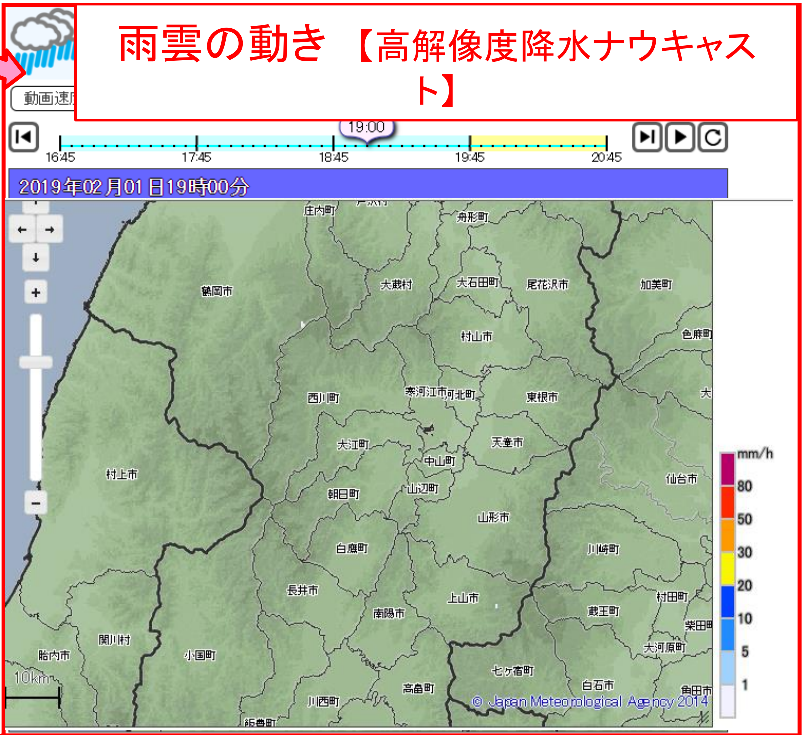

5分毎の60分先までの降水強度分布の予測を表示しています。

6時間先までの降水量予測は10分毎、7時間先から15時間先までの降水量予測は1時間毎に更新されます。

（２）大雨の半日前～数時間前　【注意報】

気象状況	気象庁の情報		
大雨の数日～約1日前	**警報級の可能性** 天気予報の発表地域ごとに発表		**気象情報（随時）** **予報官コメント（随時）**
大雨の半日～数時間前	**大雨注意報** 市町村単位で発表	危険度分布	
大雨の数時間～２時間程度前	**大雨警報** 市町村単位で発表		土砂災害警戒情報 記録的短時間大雨情報 指定河川洪水予報
	大雨特別警報 市町村単位で発表		

（２）大雨の半日前～数時間前　　　【注意報】

気象状況	気象庁の情報		
大雨の数日～約1日前	**警報級の可能性** 天気予報の発表地域ごとに発表		**気象情報（随時）** **予報官コメント（随時）**
大雨の半日～数時間前	**大雨注意報** 市町村単位で発表	危険度分布	
大雨の数時間～２時間程度前	**大雨警報** 市町村単位で発表		土砂災害警戒情報 / 記録的短時間大雨情報 / 指定河川洪水予報
	大雨特別警報 市町村単位で発表		

・注意報［黄色］は、**災害が起こるおそれのあるときに、注意を呼びかける予報**として発表されます。
・警報の発表が見込まれる場合は、その旨が記述されます。

注意報等が予測される事項の概要を表示しています。

発表状況（継続等）毎にまとめて表示しています。

発表中の警報・注意報を現象毎・３時間毎の推移を表しています。

［黄赤斜線］は今後警報に切り替える可能性が高い注意報です。

平成２８年　８月３０日５時１９分　盛岡地方気象台発表

岩手県の注意警戒事項
　沿岸北部、沿岸南部では、３０日朝から３１日明け方まで土砂災害に、３０日昼前から３０日夜のはじめ頃まで暴風に、３１日明け方まで高波に警戒してください。

岩泉町　［発表］大雨（土砂災害），暴風警報
　［継続］波浪警報　雷，洪水，高潮，濃霧注意報
　３０日昼過ぎまでに洪水警報に切り替える可能性が高い
　３０日昼過ぎまでに高潮警報に切り替える可能性が高い

岩泉町 発表中の警報・注意報等の種別			今後の推移（■警報級 □注意報級） 30日 3-6	30日 6-9	30日 9-12	30日 12-15	30日 15-18	30日 18-21	30日 21-24	31日 0-3	31日 3-6	備考・関連する現象
大雨	1時間最大雨量（ミリ）		16	30	40	50	80	80				
大雨	（浸水害）											浸水注意
大雨	（土砂災害）											土砂災害警戒
洪水	（洪水害）											
暴風	風向風速（矢印・メートル）	陸上	3	10	15	20	25	20	13	10	10	
暴風	風向風速（矢印・メートル）	海上	10	12	20	25	35	30	15	10	10	以後も注意報級
波浪	波高（メートル）		6	6	8	8	10	10	10	6	6	以後も注意報級 うねり
高潮	潮位（メートル）		0.4	-0.2	0.1	1.2	1.2	1.2	0.7	0.7		ピークは30日12時頃
雷												竜巻、ひょう
濃霧	陸上											視程100メートル以下 以後も注意報級
濃霧	海上											視程500メートル以下 以後も注意報級

※平成28年台風第10号が接近している際に、岩手県岩泉町に発表された気象警報を例示したものです。　https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/warning.html

（３）大雨の数時間前～２時間程度前　【警報】

・警報■は、**重大な災害が起こるおそれのあるときに警戒を呼びかける予報**として発表されます。
・予測が変わったときは、発表内容を更新して再発表されます。

注意報等が予測される事項の概要を表示しています。

発表状況（継続等）毎にまとめて表示しています。

警報・注意報を現象毎に、３時間毎の推移として表しています。

平成２８年　８月３０日５時１９分　盛岡地方気象台発表

岩手県の注意警戒事項
　沿岸北部、沿岸南部では、３０日朝から３１日明け方まで土砂災害に、３０日昼前から３０日夜のはじめ頃まで暴風に、３１日明け方まで高波に警戒してください。

岩泉町　［発表］大雨（土砂災害），暴風警報
　［継続］波浪警報　雷，洪水，高潮，濃霧注意報
　３０日昼過ぎまでに洪水警報に切り替える可能性が高い
　３０日昼過ぎまでに高潮警報に切り替える可能性が高い

岩泉町		今後の推移（■警報級　□注意報級）									備考・関連する現象
発表中の警報・注意報等の種別		30日							31日		
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	
大雨	1時間最大雨量（ミリ）	16	30	40	50	80	80				
大雨	（浸水害）										浸水注意
大雨	（土砂災害）										土砂災害警戒
洪水	（洪水害）										

・発令中の情報に加えて、**今後の推移も参考**にして下さい。

岩泉町		今後の推移（■警報級　□注意報級）									備考・関連する現象
発表中の警報・注意報等の種別		30日							31日		
		3-6	6-9	9-12	12-15	15-18	18-21	21-24	0-3	3-6	
洪水	（洪水害）										

洪水警報に切り替える可能性が高い洪水注意報

朝から注意報級の危険度

昼過ぎから警報級の危険度

灰色の時間帯は予測の確度が十分ではなく、危険度を表示していません。今後発表する警報・注意報で更新していきます。

【参考：特別警報】

気象状況	気象庁の情報		
大雨の数日～約1日前	**警報級の可能性** 天気予報の発表地域ごとに発表	危険度分布	**気象情報（随時）** **予報官コメント（随時）**
大雨の半日～数時間前	**大雨注意報** 市町村単位で発表		
大雨の数時間～２時間程度前	**大雨警報** 市町村単位で発表		土砂災害警戒情報 / 記録的短時間大雨情報 / 指定河川洪水予報
	大雨特別警報 市町村単位で発表		

警報の発表基準を<u>はるかに超える豪雨等が予想</u>され<u>重大な災害のおそれが著しく高まっている場合</u>に発表されます。

※特別警報が発表された場合、重大な災害が既に発生していてもおかしくない状況です。

特別警報のイメージ

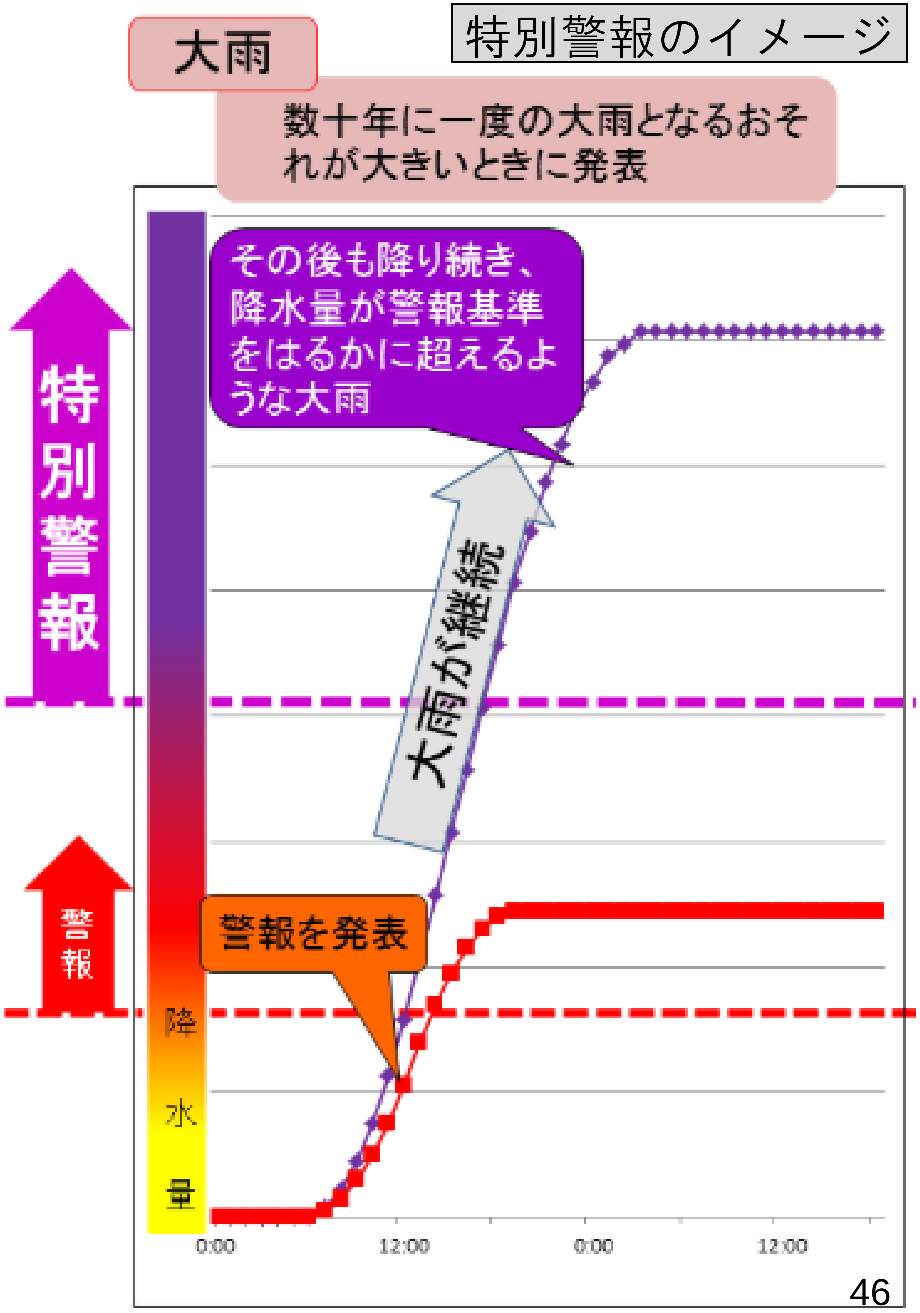

（４）継続的な情報発信　【危険度分布】

気象状況	気象庁の情報		
大雨の数日～約1日前	**警報級の可能性** 天気予報の発表地域ごとに発表	危険度分布	**気象情報（随時）** 予報官コメント（随時）
大雨の半日～数時間前	**大雨注意報** 市町村単位で発表		
大雨の数時間～２時間程度前	**大雨警報** 市町村単位で発表		土砂災害警戒情報 / 記録的短時間大雨情報 / 指定河川洪水予報
	大雨特別警報 市町村単位で発表		

＜気象庁ホームページ＞

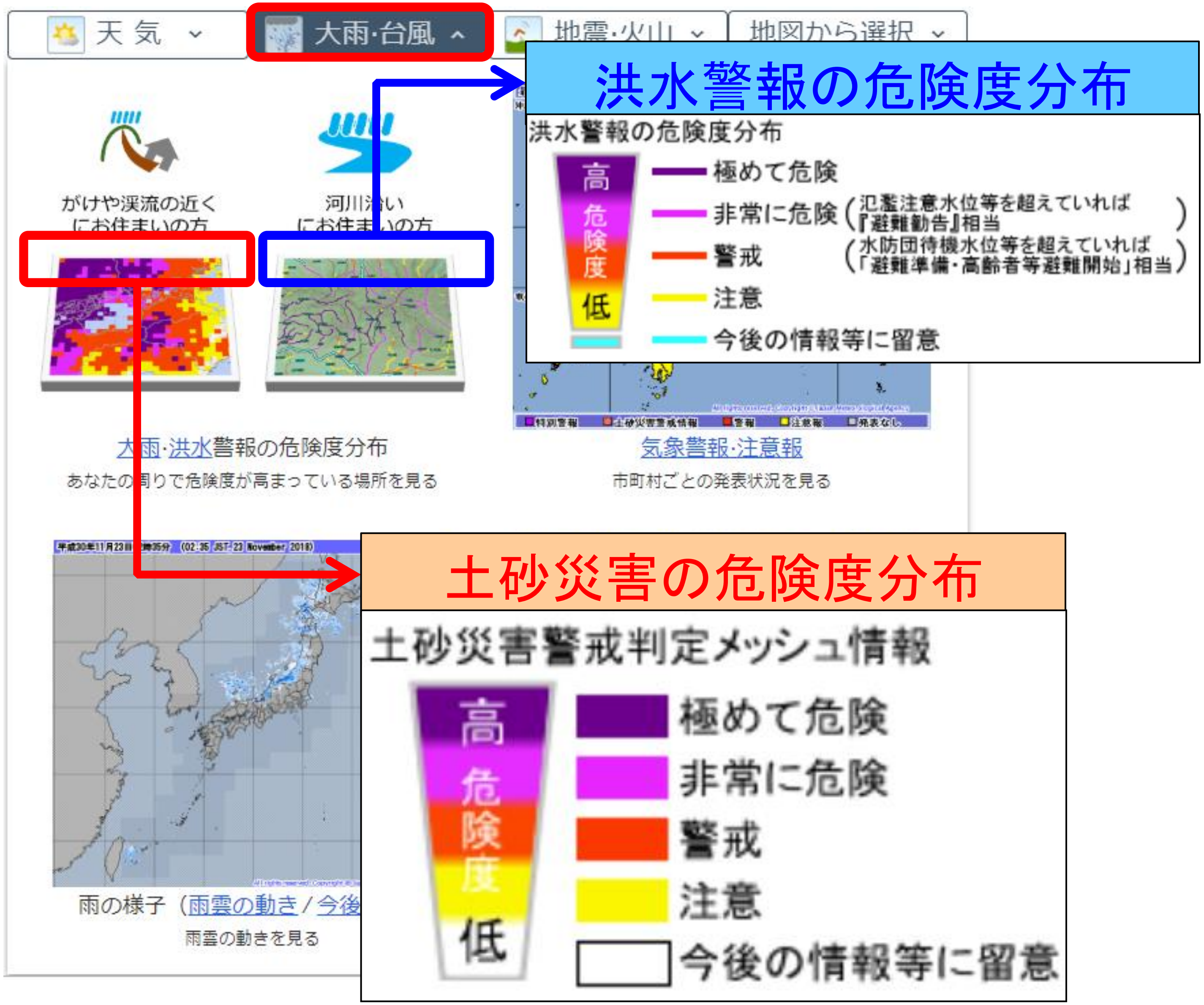

（４）洪水警報の危険度分布

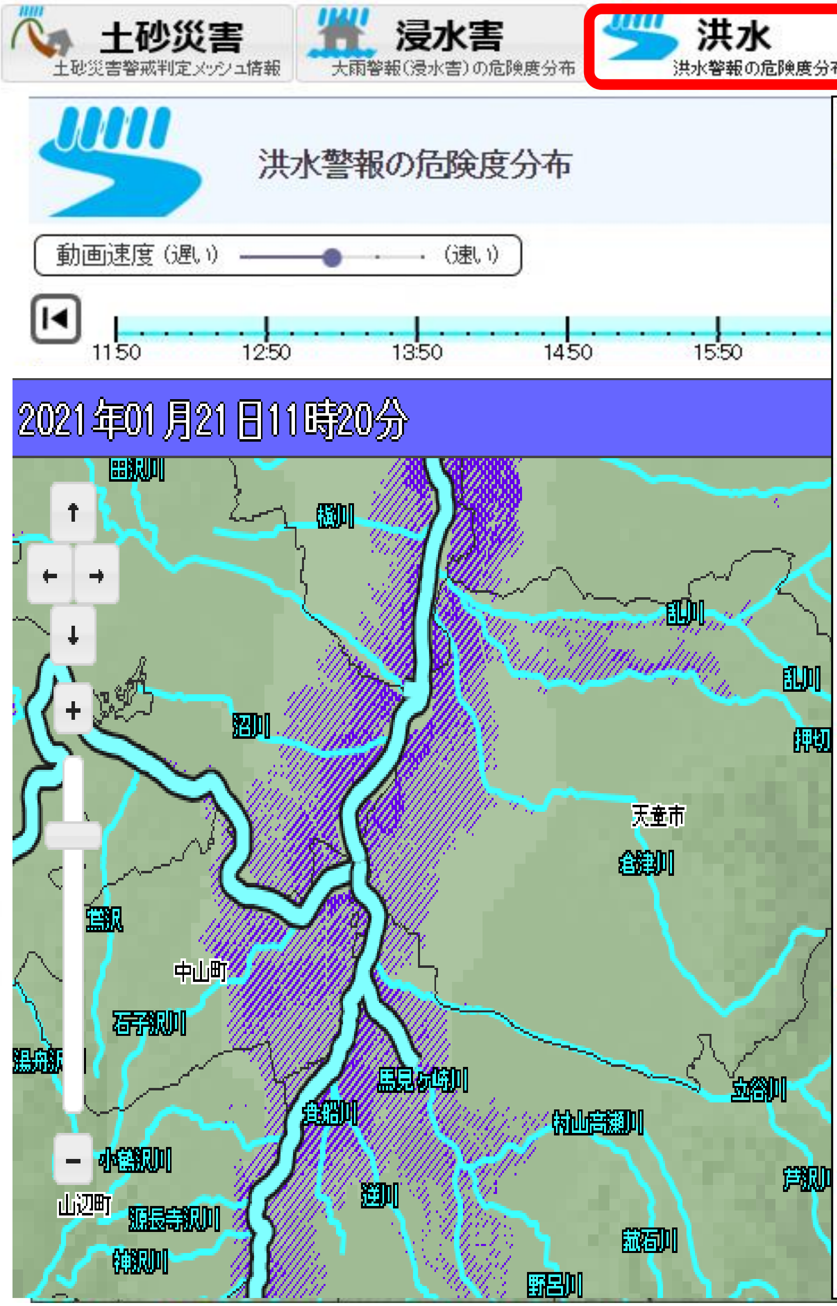

色が持つ意味	避難情報や水位情報等に応じた住民等の行動の例※1･2	流域雨量指数の各基準への到達状況とそこから想定される周囲の状況例	
極めて危険 警報基準の一段上の基準にすでに到達	《流域雨量指数の実況値が過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値にすでに到達。 すでに重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生しているおそれが高い極めて危険な状況。》		
非常に危険 ３時間先までに警報基準の一段上の基準に到達すると予想	重大な洪水害が発生するおそれが赤色（警報級）よりもさらに高まると予想されており、水位が氾濫注意水位等を越えていれば自治体から避難勧告が発令されうる非常に危険な状況となっているため、自治体の避難情報を確認し、 <避難勧告等が発令されている場合> 速やかに避難を開始する。 <避難勧告等が発令されていない場合> 河川の水位情報を確認し※3、水位が氾濫注意水位等を越えている場合には、前述の状況を踏まえ、速やかに避難を開始することが重要。 ・山間部等の流れの速い河川沿いの家屋、堤防を越えた氾濫水によって流失のおそれがある家屋や最上階の床の高さまで浸水する家屋等、自宅にとどまることで命に危険が及ぶおそれがある住民等は速やかに立退き避難を行う。 ・氾濫しても床下浸水にとどまる等、命に危険を及ぼさない小河川沿いの住民等は、各自の判断で屋内安全確保（屋内の高いところや場合によっては屋上への移動）も含めた避難行動をとる。	流域雨量指数の３時間先までの予測値が、過去の重大な洪水害発生時に匹敵する値（警報基準の一段上の基準）に到達すると予想。 →	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫するおそれが高い。重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれが高い。
警戒 （警報級） ３時間先までに警報基準に到達すると予想	重大な洪水害が発生するおそれがあり、水位が水防団待機水位等を越えていれば自治体から避難準備・高齢者等避難開始が発令されうる状況となっているため、自治体の避難情報を確認し、 <避難準備・高齢者等避難開始が発令されている場合> 避難の準備をして早めの避難を心がける。 <避難準備・高齢者等避難開始が発令されていない場合> 河川の水位情報を確認し※4、水位が水防団待機水位等を越えている場合には、前述の状況を踏まえ、避難の準備をして早めの避難を心がける。 ・高齢者等は速やかに避難を開始する。	流域雨量指数の３時間先までの予測値が、重大な洪水害が発生しうる値（警報基準）に到達すると予想。 →	水位周知河川・その他河川がさらに増水し、今後氾濫するおそれがある。重大な洪水害（家屋の床上浸水等）が発生するおそれがある。
注意 （注意報級） ３時間先までに注意報基準に到達すると予想	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に注意。	流域雨量指数の３時間先までの予測値が、軽微な洪水害が発生しうる値（注意報基準）に到達すると予想。 →	水位周知河川・その他河川が増水し、軽微な洪水害（道路冠水や家屋の床下浸水等）が発生するおそれがある。
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意。		普段と同じ状況。雨のときは、雨水が河川に集まり流れ下る。

【参考】平成28年台風10号時の洪水警報危険度（岩手県岩泉町）

洪水害　（平成28年8月30日 岩泉町）

濃い紫は災害がすでに発生していてもおかしくない

（写真：気象庁）

【参考】岩手県岩泉町の被害施設の当日の動き

☐	岩泉町全般、役場に関すること
☐（ピンク）	被災した社会福祉施設に関すること

時刻	8月30日の主な動き
5:19	● 盛岡地方気象台が岩泉町に大雨警報を発表
9:00頃	● **岩泉町が町内全域に避難準備情報を発令**
10:16	● 盛岡地方気象台が**岩泉町に大雨警報に加え、洪水警報を発表**
13:30頃	● 通所に1時間以上を要する人もいることから、通所者は家に送った。
14:00頃	● 岩泉町の防災担当者が水位を確認しながら数回に分けて本団分団長に連絡し状況を確認し、安家（あっか）地区の一部133世帯に避難勧告を発令 （小本川流域外）
15:00頃	● 岩泉町は、総務課長以下5人が避難関連の実務を担っていたが、外部からの代表電話が総務課に繋がるようになっていたこともあり、15時頃から上流域での被害情報の電話が入り始め、その対応に追われる状況となり、対応する職員を5人から10人に増員した
16:40頃	● **岩泉町から社会福祉施設に対して状況確認の依頼**がきた。それを受け、社会福祉施設の理事自身で撮影した川のビデオ映像（16:55撮影時点では地盤面から20cmほど低い水位）を役場に見せるため、理事が町役場に向かい、小本川の状況を報告。その時点では避難を開始する必要はないと理事は判断。 ● **5年前の台風の浸水被害実績から、2時間ほど余裕があると判断していた。**
16:47	● 盛岡地方気象台次長から岩泉町総務課総務文書室長に対し電話 ⇒「岩泉町では、50年に一度に相当する記録的な大雨になっている。2～3時間は強い雨が続く見込み。引き続き厳重な警戒をお願いする。」
17:20頃	● 岩手県岩泉土木センターから岩泉町役場に電話（岩手県の水防計画においては、水防活動の参考とするため水位を通報することとしていた） ⇒「赤鹿水位観測所では、30日17時20分に氾濫注意水位（2.50m）を超過し、今後も上昇する見込みがあるので注意するように」 ● **岩泉町は避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたが、電話対応に追われ、町長に報告されなかった。**
17:30頃	● 理事が役場から戻った。駐車場が浸水し始めていたため、**車を近くの高台に上げた後に楽ん楽んの入所者を「ふれんどり一岩泉」に避難させようと考えた（運営母体は同じ）**。管理者の他に3名いた楽ん楽んの日勤職員については、台風で帰宅が困難になると判断し、駐車場から車を動かすのにあわせて帰宅させた。車を順次高台へと移動させていったが、4往復目には**氾濫流にハンドルをとられ、理事は社会福祉施設に戻れなくなった。**その後、社会福祉施設まで歩いて移動しようとしたが、氾濫流に飲み込まれた。（周辺住民に救助されている。）
17:30頃	● 台風第10号が岩手県大船渡市付近に上陸
18:00頃	● 18時11分に夜勤職員から楽ん楽ん管理者の携帯に、風が強いため弱まってから出勤したいという連絡があった。その後、携帯の電波も不安定になった。（この夜勤職員は19時頃に風が弱まったので出勤しようとしたが、道が壊れていて出勤できなかった。） ● 楽ん楽んでは急に水位が上がってきたため、管理者が**利用者をベッドの上等に誘導**したものの、その後、**大量の水が一気に**流れ込んできた。グループホーム管理者は、水中で身動きがとれない中、怖くてベッドから降りてきた利用者1名を抱きかかえ、柱にしがみついていた。 ● **同じ運営母体で、建物が隣接する「ふれんどり一岩泉」**には職員が8人おり、1階で浸水に気付いた職員が2階にいる職員に知らせようと建物内を歩いているうちに、1階（居室なし）から2階に上がる階段の半ばまで水位が上がってきたため、**2階にいた入所者を3階に避難**させた。**エレベータが使用できなかったため、階段により1人ずつ避難させた。避難完了は19時頃**。（入所者は無事） ※建物は鉄筋コンクリート3階建て
19:45頃	● **楽ん楽んの1階が水没**（天井近くの時計がこの時刻で停止） ※建物は木造平屋建て

出典）内閣府 避難勧告の判断・伝達マニュアルの作成ガイドラインに関する検討会（第1回）資料を一部・加筆修正

【参考】H29.7九州北部豪雨時の洪水警報の動き

洪水警報の危険度分布（平成29年7月5日日田市の状況）

洪水警報の危険度分布
高 危険度 低
- 極めて危険
- 非常に危険（氾濫注意水位等を越えていれば『避難勧告』相当）
- 警戒（水防団待機水位等を越えていれば「避難準備・高齢者等避難開始」相当）
- 注意
- 今後の情報等に留意

【赤】警戒　3時間先までに重大な災害となる可能性がある

平成29年7月5日14時30分	平成29年7月5日14時30分

増水しているものの、まだ川はあふれていません。
危険度分布では、水位が上昇して3時間先までに重大な洪水災害となる**可能性がある**ことを示す**赤色**が出現しています。

わずか30分後

【薄い紫】非常に危険　3時間先までに重大な災害となる可能性が高い

平成29年7月5日15時05分	平成29年7月5日15時00分

さらに増水しているものの、橋の高さまでは達しておらず、家屋の周囲の草むらもまだ浸水していません。
しかし、危険度分布では**薄い紫色**が出現しており、引き続き水位が上昇して3時間先までに重大な洪水災害となる**可能性が高い**状況です。

わずか30分後

短時間のうちに状況が変化することもあります

【濃い紫】極めて危険　重大な災害がすでに発生している可能性が高い

平成29年7月5日15時32分	平成29年7月5日15時30分

わずか30分で急激な増水・氾濫が発生。激流が橋に打ちつけ、家屋の周囲の草むらも浸水し、すでに逃げ道をふさがれて**避難が困難**な状況です。
危険度分布でも、重大な災害が**すでに発生**している可能性が高い**濃い紫色**が出現しています。

※ 写真は日田市職員提供。危険度分布の地図中の丸印は写真撮影地点。

出典）気象庁HP（ホーム＞知識・解説＞洪水警報の危険度分布）より

（5）指定河川洪水予報

【気象庁と国土交通省または都道府県の共同発表】

あらかじめ洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じるおそれがある河川が指定されており洪水警報等が発表されます。

洪水予報の標題（種類）	市町村・住民に求める行動の段階
【最上川・須川】氾濫発生情報（洪水警報）	・氾濫水への警戒を求める段階
【最上川・須川】氾濫危険情報（洪水警報）	・いつ氾濫してもおかしくない状態 ・避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
【最上川・須川】氾濫警戒情報（洪水警報）	・避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
【最上川・須川】氾濫注意情報（洪水注意報）	・氾濫の発生に対する注意を求める段階

（5）川の防災情報

川の防災情報
検索

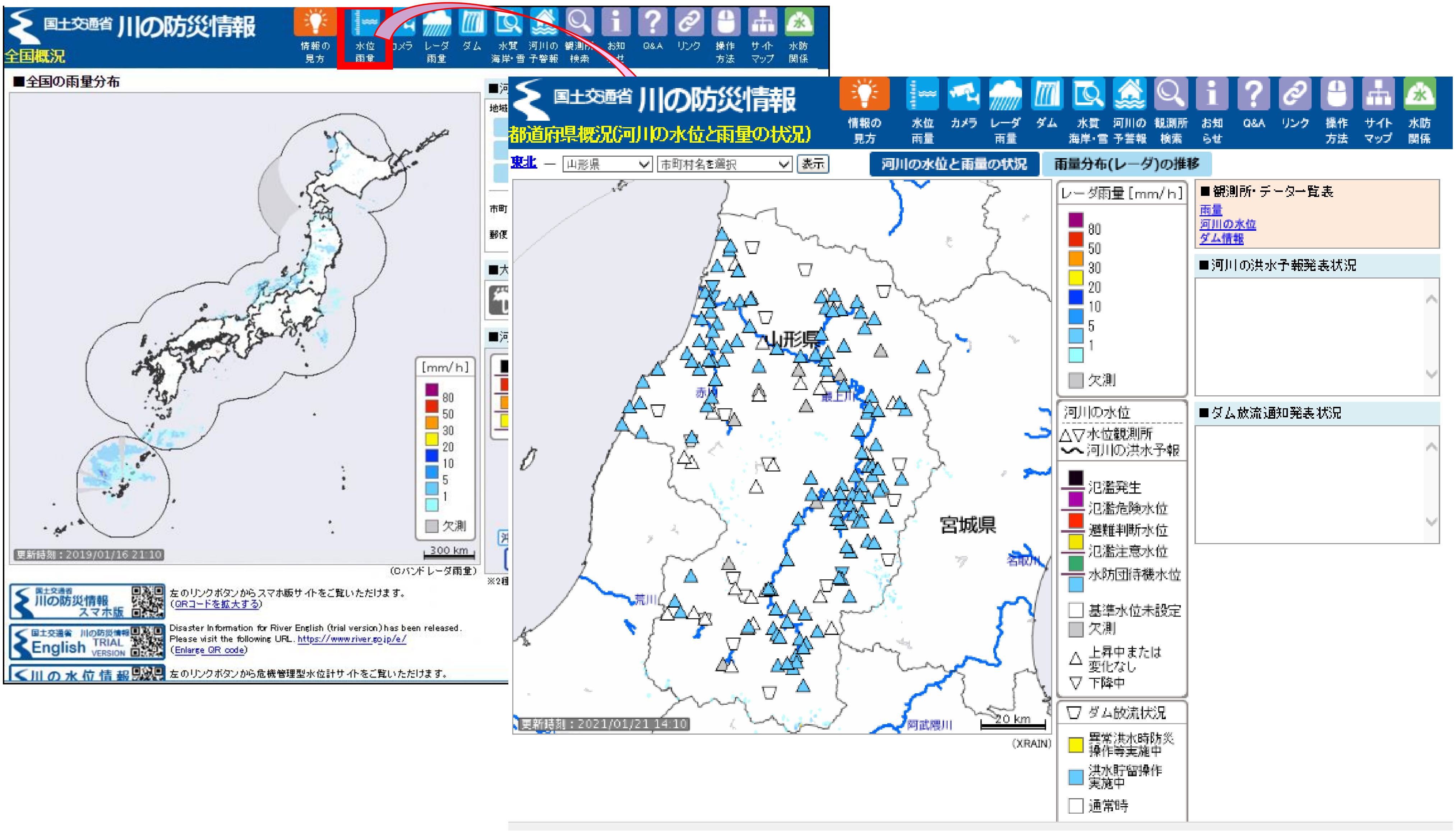

国土交通省 川の防災情報
全国概況
情報の見方
水位雨量
カメラ
レーダ雨量
ダム
水質 海岸・雪
河川の予警報
観測所検索
お知らせ
Q&A
リンク
操作方法
サイトマップ
水防関係
■全国の雨量分布
[mm/h]
80
50
30
20
10
5
1
欠測
300 km
更新時刻：2019/01/16 21:10
（Cバンドレーダ雨量）
左のリンクボタンからスマホ版サイトをご覧いただけます。
（QRコードを拡大する）
Disaster Information for River English (trial version) has been released.
Please visit the following URL. https://www.river.go.jp/e/
(Enlarge QR code)
左のリンクボタンから危機管理型水位計サイトをご覧いただけます。
都道府県概況(河川の水位と雨量の状況)
東北 ― 山形県 市町村名を選択 表示
河川の水位と雨量の状況
雨量分布(レーダ)の推移
山形県
宮城県
最上川
赤川
荒川
名取川
阿武隈川
20 km
更新時刻：2021/01/21 14:10
(XRAIN)
レーダ雨量[mm/h]
80
50
30
20
10
5
1
欠測
河川の水位
△▽水位観測所
河川の洪水予報
氾濫発生
氾濫危険水位
避難判断水位
氾濫注意水位
水防団待機水位
基準水位未設定
欠測
△ 上昇中または変化なし
▽ 下降中
ダム放流状況
異常洪水時防災操作等実施中
洪水貯留操作実施中
通常時
■観測所・データ一覧表
雨量
河川の水位
ダム情報
■河川の洪水予報発表状況
■ダム放流通知発表状況

（5）川の防災情報

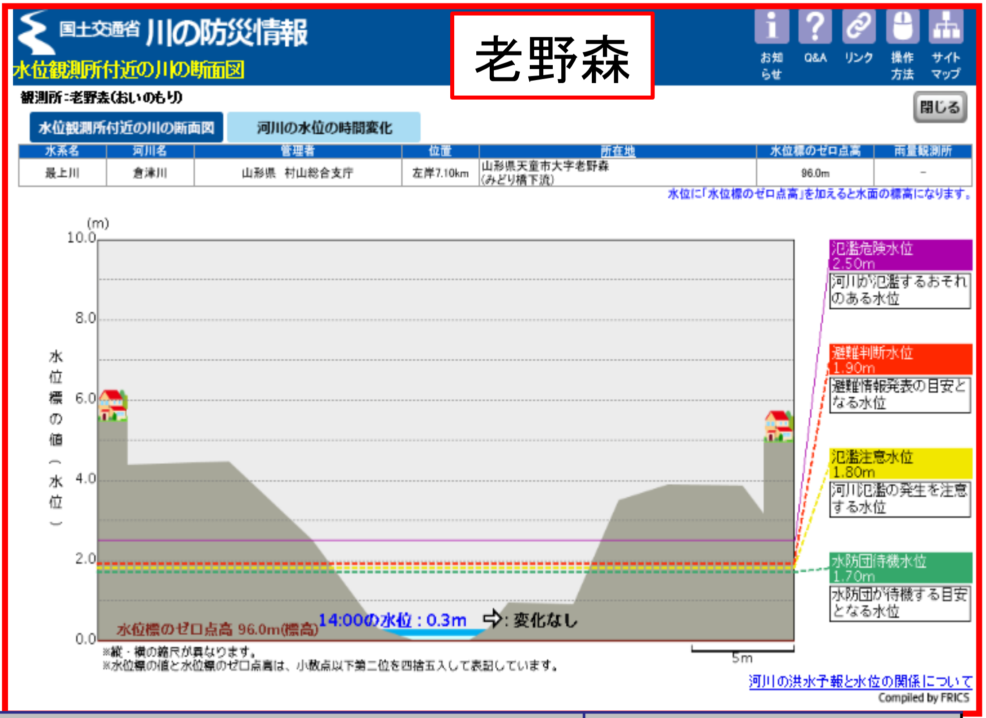

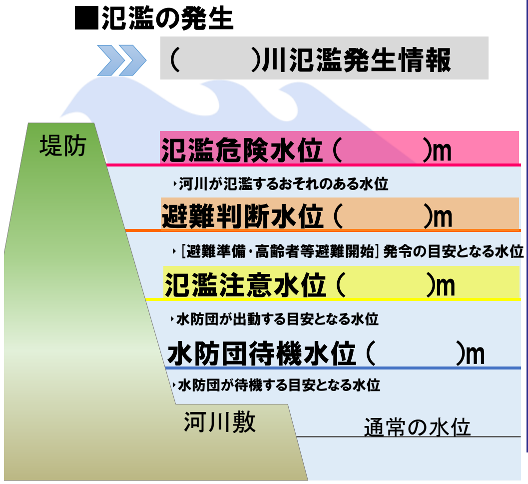

河川名	倉津川		立谷川
水位観測所	老野森	蔵増	清池
氾濫危険水位	２．５０ｍ	３．７０ｍ	２．２０ｍ
避難判断水位	１．９０ｍ	２．７０ｍ	１．９０ｍ
氾濫注意水位	１．８０ｍ	２．５０ｍ	１．８０ｍ
水防団待機水位	１．７０ｍ	１．７０ｍ	１．５０ｍ

（６）記録的短時間大雨情報

・大雨警報を発表中、県内で**数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を実際に観測・解析**したときに発表されます。

・山形県は時間雨量【１００ミリ】が発表基準です。

気象レーダーと地上の雨量計の観測を組み合わせた解析による発表例

長崎県記録的短時間大雨情報　第２号
平成２８年６月２０日２３時０２分　長崎地方気象台発表

２２時３０分長崎県で記録的短時間大雨
南島原市付近で約１１０ミリ

地上の雨量計の観測による発表例

熊本県記録的短時間大雨情報　第３号
平成２８年６月２１日００時０１分　熊本地方気象台発表

２３時５０分熊本県で記録的短時間大雨
山都町原で１１５ミリ

※記録的短時間大雨情報が発表された場合、すでに屋外は猛烈な雨となっていることも想定されます。

【参考情報】気象情報のまとめ

気象状況		気象情報	チェックポイント
大雨の数日～約1日前	**数日後まで**に警報級の現象発生の可能性が予想され、大雨の可能性が高くなる	週間天気予報	数日先までの天気の傾向を確認
		台風情報 天気予報	【キーワード】「大気の状態が不安定」「荒れた天気」「大雨」等
			【重要】念のため、連絡体制や要員の確保、資機材等の確認 ・・・を意識し、防災気象情報をチェック
		気象情報 警報級の可能性	天気が悪くなりそうな時は、気象情報や警報級の現象の見込みに留意
			【重要】早めの体制確保・・・を意識し、防災気象情報をチェック
		気象レーダー	天気が悪くなってきたら、雨の降り方や風の強さ、雷等をチェック
大雨の半日～数時間前	雨が降り始める	注意報 アメダス	【重要】現象があまり激しくならない段階で必要な行動を起こす ・・・を意識し、防災気象情報をチェック
		高解像度降水ナウキャスト	１時間前から１時間後までの雨の降り方をチェック
大雨の数時間～２時間程度前	雨が強さを増す 大雨となる 大雨が一層激しくなる	危険度分布	危険度の高まりを確認
		警報	【重要】自治体の発令する避難に関する情報、河川管理者からの情報等に十分留意
		土砂災害警戒情報	【重要】地元気象台の発表する最新の気象情報に留意
		指定河川洪水予報	【重要】どこで、どのような危険が切迫しているのか危険度分布をこまめに確認
		記録的短時間大雨情報	既に実施済みの措置の内容を再度確認
	広い範囲で数十年に一度の大雨	特別警報	【重要】「特別警報」は警報の基準をはるかに超える状況で発表される。既に災害が発生している場合もあり得るため、<u>必要な措置は「特別警報」が発表される前にすべて完了していることが基本。</u>

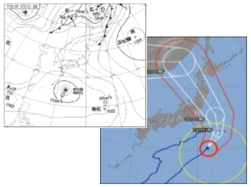

5. 防災行動・体制 を時系列で整理する

□【いつ（何をきっかけに）】「心のスイッチ」⇒「避難準備開始」⇒「避難（移動）開始」の3段階について、それぞれのきっかけ（トリガー）となる情報・状況を整理し、記入しましょう。

□【何を・誰が】 各段階での対応（行動）と担当を整理し、記入しましょう。

１日前

半日前

時間

8時間

7時間

6時間

5時間

数時間前

4時間

3時間

2時間

２時間前

1時間

30分

水害発生（氾濫）

体制確立の判断時期	体　制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ○○ ➢ ○○ **心のスイッチを入れる段階**	注意体制確立	➢ 洪水予報等の情報収集 ➢ 職員参集指示 ➢ 通所者の受け入れ判断 ➢ 保護者への事前連絡	➢ 情報収集伝達要員 ➢ 管理権限者 ➢ 管理権限者 ➢ 情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ○○ ➢ ○○ **避難開始に向けた準備を進める段階**	警戒体制確立	➢ 洪水予報等の情報収集 ➢ 資器材・携行品の準備 ➢ 避難先の確認・確認連絡 ➢ 優先要配慮者の避難誘導	➢ 情報収集伝達要員 ➢ 避難誘導要員 ➢ 管理権限者 ➢ 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ➢ ○○ ➢ ○○ **避難行動の段階**	非常体制確立	➢ 施設全体の避難誘導 ➢ 未避難者等の確認	➢ 全員 ➢ 避難誘導要員
いつ（なにをきっかけに）		何を	誰が

質疑応答

本日の講習会資料は、後日、市のHPにPDFで掲載します。

今後の予定

今後の予定（避難確保計画の提出について）

講習会（2/10、12）

窓口対応

作成した避難確保計画は、天童市役所各担当課へ
令和3年3月31日（水）までに提出してください。

質問窓口

【天童市役所総務部　危機管理室　☎654－1111（内線452・453）】